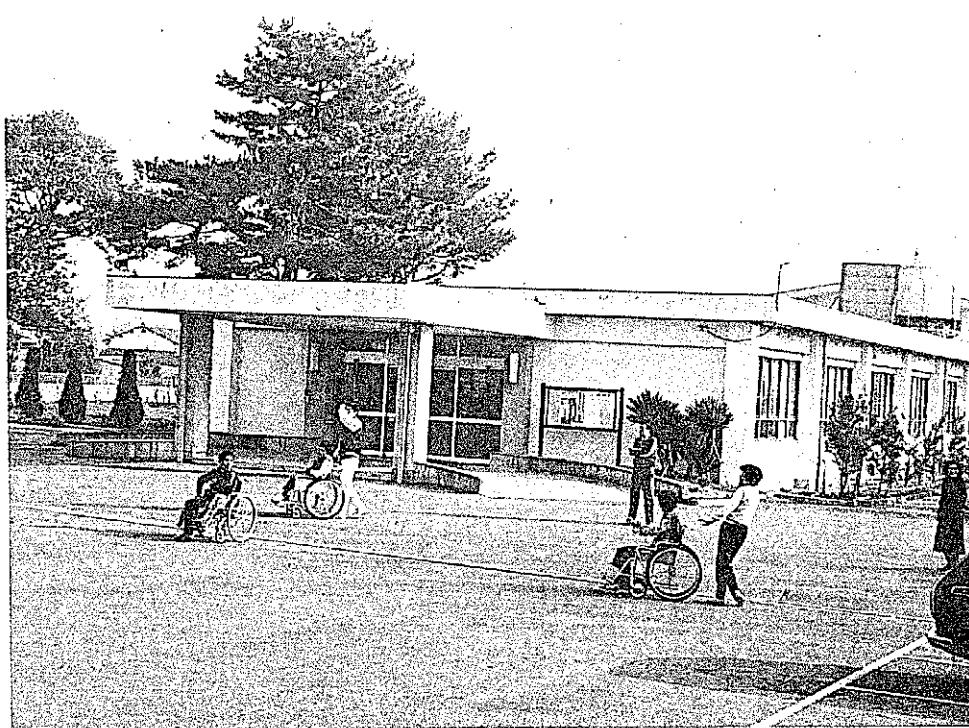


第十章 民生の安定



県立身体障害者総合援護施設「希望の家」

第十章 民生の安定

一 概 説

昭和二十年代 昭和二十年八月の太平洋戦争の終結は、国民生活に大きな影響を与えた。戦中から引き続く極端な食糧・衣料等の生活必需物質の枯渇、戦災による住宅事情の悪化、加えて、終戦による虚脱感が、国民の生活不安を強めた。幸い、本県では、空襲による被害は比較的軽微で、食糧事情、住宅事情も他県よりは比較的に余裕があつたが、一方では、そのような本県の事情から、戦災者・復員軍人・引揚者の流入が多く、こうした人々に対する行政の需要が高まつた。

県では、このような情勢に対応して、戦災者等の援護に努めるとともに、二十一年一月から、国の緊急生活援護要綱に基づく応急援護を実施した。二十一年十月からは、生活保護法が施行され、各種扶助の実施を行なつたが、その後、二十三年一月施行の児童福祉法、二十五年四月施行の身体障害者福祉法とともに、二十年代は、この福祉三法を主軸として、救貧対策を中心とする生活困窮者、要援護児童、要援護身体障害者の福祉を推進した。

二十年代の生活保護率の推移をみると、全国平均より低率であり、十六年度の保護人員は千人当たりで、全国平均二四・二人に対し、本県は二一・一人となつてゐる。

要援護者の収容施設としては、生活保護法による宿所提供的施設・更生施設・養老施設・医療保護施設、児童福祉法による乳児院・母子寮・養護施設のほか、戦災者引揚者住宅として、高木瀬村（佐賀市高木瀬町）、唐津市、春日村（大和町）、鳥栖町（鳥栖市）、武雄町（武雄市）、小城町、伊万里町（伊万里市）に七施設が設置された。また、通所施設としては、生活保護法による授産施設、児童福祉法による保育所が整備された。

社会福祉行政の第一線業務を担当するため、二十六年十月に、県下一〇か所に福祉事務所が設置され、二十三年四月には児童相談所、二十七年七月には身体障害者更生相談所が新設された。

民間社会福祉事業も次第に活発となり、二十六年七月には県社会福祉協議会が発足した。また、二十二年六月から八月まで実施された本県の共同募金は大成功をおさめ、同年十一月から十二月にかけて実施された全国の共同募金の先駆的役割を果たした。

昭和三十年代 三十年代に入ると、本県経済の主柱を占めていた石炭産業が、エネルギー革命の影響を受けて不振となり、鹿児島市町村を中心とした生活保護世帯が激増した。生活保護率は、千人当たりで、二十九年度は全国二一・三人、本県一六・六人が、三十年度には全国二二・六人、本県二二・九人と逆転し、その後、年を追つて差をひろげた。

このような情勢に対応して、社会福祉行政の方向を、これまでの救貧対策から積極的に防貧対策に切りかえる必要が生じ、本県では、二十八年度母子福祉資金、三十年度から世帯更生資金制度を開設するとともに、三十四年度には国に先がけて北部福祉事務所に自立更生相談所を設置した。三十五年度からは、国庫補助対象の心配ごと相談所を佐賀市・唐津市・神埼町の三か所に設け、その後、増設をはかった。

また、県内一六か所の授産施設の改善をはかった結果、三十六年度の充足率（授産施設の利用定員に対する利用現在員の割合をいう）は、全國六七・八%を上回る七一・九%を示した。なお、三十七年度からは、小口短期融資制度として、県・市町村共同の福祉資金制度を創設して、防貧対策の充実に努めた。

一方、わが国の経済は、三十年代に入り著しい発展を遂げ、産業構造の高度化とともに、国民生活の高度化・多様化が進みはじめた。複雑化する社会情勢の中で、老人・児童・心身障害者・母子世帯等に対する施策の拡充が叫ばれはじめた。精神薄弱者福祉法（三十五年四月施行）、老人福祉法（三十八年八月施行）、母子福祉法（三十九年七月施行）は、このような情勢に対応した制度であり、これまでの福祉三法から福祉六法の時代に入ることになった。

要援護児童の実態を示す児童相談所の相談内容は、養護相談が一応安定し、肢体不自由児、精神薄弱児相談が増加はじめた。これは、三十年から増えはじめた急性灰白髄炎（ボリオ）等の影響と思われる。県では、肢体不自由児施設の設置を急ぎ、三十五年四月に民間立による佐賀整肢学園が発足した。また、心身障害者の援護施設の整備を進め、三十五年四月には県立身体障害者更生指導所、三十七年六月には精神薄

弱者施設県立九千部学園、三十八年四月には救護施設県立日の隈寮、同年十月には民間立救護施設しみず園の新設をみた。

老人福祉対策としては、老齢人口の増加に対応して、老人福祉法施行前から施設の整備を急ぎ、三十六年四月には唐津市立松風園、三十八年三月には多久市立恵光園の養護老人ホームが新設された。三十八年四月には、県立としては全国で四番目の軽費老人ホームであるいずみ荘が嬉野町に創設された。また、在宅老人福祉対策として、三十八年にはじめて老人家庭奉仕員が多久、武雄の両市に配置された。

一方、三十六年度から国民皆保険、国民皆年金時代に入り、本県でも国民健康保険の全市町村実施、国民年金加入の促進に努め、それに先立つ三十四年十一月分から福祉年金の支給が開始された。

三十九年一月、県では、三十八年度を初年度とする県厚生行政五か年計画を策定した。これは、三十五年度を初年度とする県産業振興計画の後期計画と歩調をあわせ、民生・衛生の両面から、県民生活・福祉の向上をめざすものであり、目標年次四十二年度までの総事業費は約七七億五、〇〇〇万円で、うち県予算計上額は、約五一億三、三〇〇万円にのぼる計画であった。

昭和四十年代 四十年代に入り、わが国の経済はさらに伸展をみせ、要援護児童相談所の相談内容は、養護相談が一応安定し、肢体不自由児、精神薄弱児相談が増加はじめた。これは、三十年から増えはじめた急性灰白髄炎（ボリオ）等の影響と思われる。県では、肢体不自由児施設の設置を急ぎ、三十五年四月に民間立による佐賀整肢学園が発足した。また、心身障害者の援護施設の整備を進め、三十五年四月には県立身体障害者更生指導所、三十七年六月には精神薄

弱者施設県立九千部学園、三十八年四月には救護施設県立日の隈寮、同年十月には民間立救護施設しみず園の新設をみた。

四十五年度には県内全老人実態調査を実施し、その調査結果に基づく新しい福祉施策の検討を重ねた結果、つきのような県単独の制度を創設した。これらの制度は、その後国の制度を誘導する端緒となつたものもあり、現在もなお県単独事業として継続されているものもある。

一 心身障害者居宅福祉事業

1 身体障害者自動車操作訓練 四十六年度開始

2 重度身体障害者住宅改善補助 四十八年度開始

3 盲人テープレコーダー購入費貸付 四十八年度開始

4 重度心身障害者医療費助成 五十年度開始

二 老人居宅福祉事業

1 老人医療費助成 四十六年度開始

2 高齢者居室整備資金貸付 四十六年度開始

3 老人友愛訪問 四十六年度開始

4 寝たきり老人紙おむつ支給 四十六年度開始

5 老人花づくり 四十六年度開始

6 老人休養助成 四十七年度開始

7 テレフォン貸与 四十八年度開始

8 入浴サービス車購入費補助 四十九年度開始

また、社会福祉施設の整備にも努力し、とくに、県内全域を対象とする心身障害者総合援護施設を県立で設置することとし、四十六年一月には精神薄弱者総合援護施設佐賀コロニー（定員三二〇人）を、四八年五月には身体障害者総合援護施設希望の家（定員一三〇人）を、ともに九州初の施設として設置するとともに、心身障害者の機能回復訓練・生活指導・職業訓練・授産・療護の一貫した援護を行っている。

また、四十四年五月には精神薄弱者通勤寮九千部寮を、鉄道弘済会に次いで全国で二番目、公立としては全国で初めての施設として設置した。また、地域性の強い社会福祉施設については、市町村および社会福祉法人による設置を推進し、とくに社会福祉法人に対する、つきのような財政援助を行い、民間社会福祉事業を振興した。

一 施設整備費助成

1 重度施設全額補助

社会福祉法人の負担すべき法定四分の一額を県で肩代わりし、国四分の一、県四分の二負担（民間資金の場合は、民間資金補助四分の三、県四分の一負担）の補助制度 四十三年度開始

2 施設整備借入金利子補助

社会福祉事業振興会、年金福祉事業団借入金利子のうち三%を補助 四十五年度開始

二 運営費助成

1 特殊勤務手当補助 四十三年度開始

2 退職金積立補助

社会福祉事業振興会運営の法定分とは別に、県社会福祉協議会運営分に三分の二の単独補助 四十八年度開始

3 重度施設運営費補助 四十九年度開始

また、社会福祉は、物質的給付だけで達成できるものではなく、あたたかい人間の心のふれあいと、連帯感に根ざした地域福祉の向上が重要であるとの観点に立って、ボランティア活動の振興をはかることとし、四十八年度から全国に先がけて高校ボランティア活動の助成を開始した。さらに、手話奉仕、点訳朗読奉仕活動家の養成などを活発化し、こ

うした社会福祉の風土づくりが、五十一年十一月に本県で開催される第十二回全国身体障害者スポーツ大会に向けて始動しはじめた。

二 社会福祉

(一) 生活保護

公的扶助制　わが国の公的扶助制度は、明治七年に制定された恤救規度の沿革　則が約半世紀にわたって運用され、救済法規の中心をなしてきた。救済の内容は明らかでないが、小城郡南多久村（多久市南多久町）における明治三十七年の窮民救恤米代受領証によると、一か月一円一錢が支給されている。

その後、第一次世界大戦後の経済恐慌により、貧困者の大量発生など深刻な社会問題が発生した。貧困の原因を、個人的あるいは局部的なものと見る考え方では解決できない状態となり、昭和四年に恤救規則に代わる救護法が制定されれた。同法は、救護を国家事務とする建前をとり、費用の負担については、国および府県に高率の補助義務を負わせ、方面委員の補助規程を設けるなど、当時としてはかなり整備された救済法規であった。しかしながら、失業者の困窮を救護の外におき、國家責任を法文上明確にしていない等、近代的な公的扶助制度としては十分といえない面があった。このため、児童虐待防止法（八年）、母子保護法（十二年）、軍事扶助法（十二年）、医療保護法（十六年）等の特別法を次々に制定し、救護法の欠点を補うなど、制度の分散化時代を迎えるに至った。

生活困窮者緊急　二十年八月十五日の終戦により、経済的・社会的情勢が急変し、わが国の社会機構は根底からくつがえられた。海外からの引揚者、軍人の復員、戦災者、軍需工場からの失業者、生活困窮者等が大量に発生し、極端な物資の欠乏と重なり、国民生活は大きな混乱をきたした。

従来の分散化された救済制度では、時勢の急激な変化に対処できなくなり、国は二十年十一月十五日に生活困窮者緊急生活援護要綱を策定し、生活困窮者に対し、宿泊、給食、救療、衣料、寝具、その他の生活必需品の給付を、翌二十一年四月一日から実施した。

生活保護　この制度は、臨時かつ応急的なものであり、引き続き従来法の制定　の分散的救済法規を整理統合して新救済法規を制定するため、連合軍総司令部の指導のもとに研究が重ねられた。総司令部の覚書の中心は、①国家責任の原則、②公私分離の原則、③無差別平等の原則の三点であった。この覚書の趣旨を体して、二十一年九月に旧生活保護法が制定され、翌二十二年十月一日から施行されることになった。

この法律は、わが国の救済制度の歴史において画期的な意義を有し、立法精神においては、今日の社会福祉関係法律の基本原則を生みだしたものといえる。国家責任による要保護者の生活保護の原則が明文をもつて確立され、かつ、保護費の八〇%を国が負担するという破格の措置をとり、保護対象者についても一切の制限を排除し、無差別平等の原則を採用し、また、保護の要件を「要保護性」という単一の原因に集約している。これを契機として、日本の公的扶助制度は、国家責任による近代的社会保障制度への道を歩みはじめた。

二十三年十二月に、国は社会保障制度審議会を設置し、翌二十四年九

区分	実施年月日	基準額		摘要	要
		3級地	4級地		
第1回	昭21.4.1	139円	126円	生活困窮者緊急生活援護要綱による保護マーケットバスケット方式	
8	23.8.1	3,768	3,408		
17	36.4.1	8,482	7,551	エンゲル方式	
21	40.4.1	14,949	13,322	格差縮小方式	
26	45.4.1	27,992	24,921		
31	50.4.1	61,461	54,715		

注：最低生活費計算方法

- (1) マーケットバスケット方式……生活の必要品としての食料品や他の物品を全体として考慮して購入し、この金額を算出していくやり方、全物量方式又は積み重ね方式ともいう。
- (2) エンゲル方式……飲食物費が総支出額に占める割合を算定し、飲食物費とその構成比から総支出額を算出する方法。
- (3) 格差縮小方式……一般世帯と被保護世帯との消費水準格差を縮小させる方法。

月同審議会は、現行制度では当面急迫した社会情勢に対応できないとして、「生活保護制度の改善強化に関する件」を勧告した。同勧告に基づき、二十五年五月に新生活保護法が制定され、保護の種類も、従来の生活・医療・出産・生業・葬祭に、教育・住宅の二種類が追加されなど、制度の拡充強化がはかられた。

さらに、二十六年三月には、社会福祉事業法が制定され、町村部については、新たに各郡ごとに福祉地区を設け、地区単位に保護の実施機関として府県の福祉事務所を設置した。また、市については、市単位の福祉事務所が設けられた。これにより、従来は市町村長に委任してきた保護事務を、町村については府県が直接行うこととなつた。

月同審議会は、現行制度では当面急迫した社会情勢に対応できないとして、「生活保護制度の改善強化に関する件」を勧告した。同勧告に基づき、二十五年五月に新生活保護法が制定され、保護の種類も、従来の生活・医療・出産・生業・葬祭に、教育・住宅の二種類が追加されなど、制度の拡充強化がはかられた。

また、保護事務の専門技能化をはかるため、社会福祉主事を設置し、民生委員制度を補助機関から協力機関におきかえるなど、行政組織を単位とした福祉行政の確立をはかった。

以来、今日まで、新生活保護法に基づき、国の機関委任事務として、府県・市の福祉事務所が主体となり、民生委員の協力を得て、公的扶助行政が展開されてきた。保障される生活内容および水準は「健康で文化的な最低限度の生活水準」であって、その基準および程度は厚生大臣が定めることになっており、経済・社会の変動に応じて、被保護者の保護基準と一般消費生活水準との格差是正のための改定が行われ、米価の変動に伴う補正や、種目の新設等を合わせると、今日まで実に四十数回にわたる改定が行われている。

生活保護の推移 本県における生活保護を中心とする公的扶助の推移をみると、二十年度の救護法等分散法規時代の状況は、救護法七四六人、母子保護法四七三人、少年救護法三四人、医療保護法四五人、軍事扶助法一万四、七三三人、行旅病人および死亡人取扱法一二人、法外援助護六一人、その他援護事業四六人、総計一万六、一四九人であった。

二十一年四月から生活困窮者緊急生活援護要綱が、同年十月から旧生活保護法が施行されたが、二十一年度の保護状況は、六万七、三三七人（年間延べ実人員）、金額一、五一八万九、〇〇〇円と急増した。その内訳は、生活扶助が六万〇、四五五人、一、一〇〇万九、〇〇〇円と人員・金額ともに大半を占め、次いで生業扶助であった。翌二十二年度は、八万五、七四四人、六、二〇九万八、〇〇〇円と増加、支給対象も同年六月末の調査によると、引揚者が全体の三分の一強を占め、次いで軍人遺族、一般困窮者、戦災者等の順で、当時の世相を如実に反映している。

当時の社会的・経済的混乱と物資不足の中で、とくに、要保護者は栄養状態が極めて悪く、虚弱者も多く、また、結核その他の疾患にかかりながら治療を受けていない者も相当あるなど、要保護者の保健問題は、保護の実施上極めて重要であることから、二十二年十月には要保護者の健康診断を実施した。約一万六〇〇〇人を検診、二、八一八人の患者を発見し、医療券を発行して無料医療を実施した。

そのほか、急増する戦災者・引揚者に対して、二十二年四月から二十二年八月まで、延べ五七万三、六七八人に寝具・衣料・食糧・家財道具等現物の支給を行った。

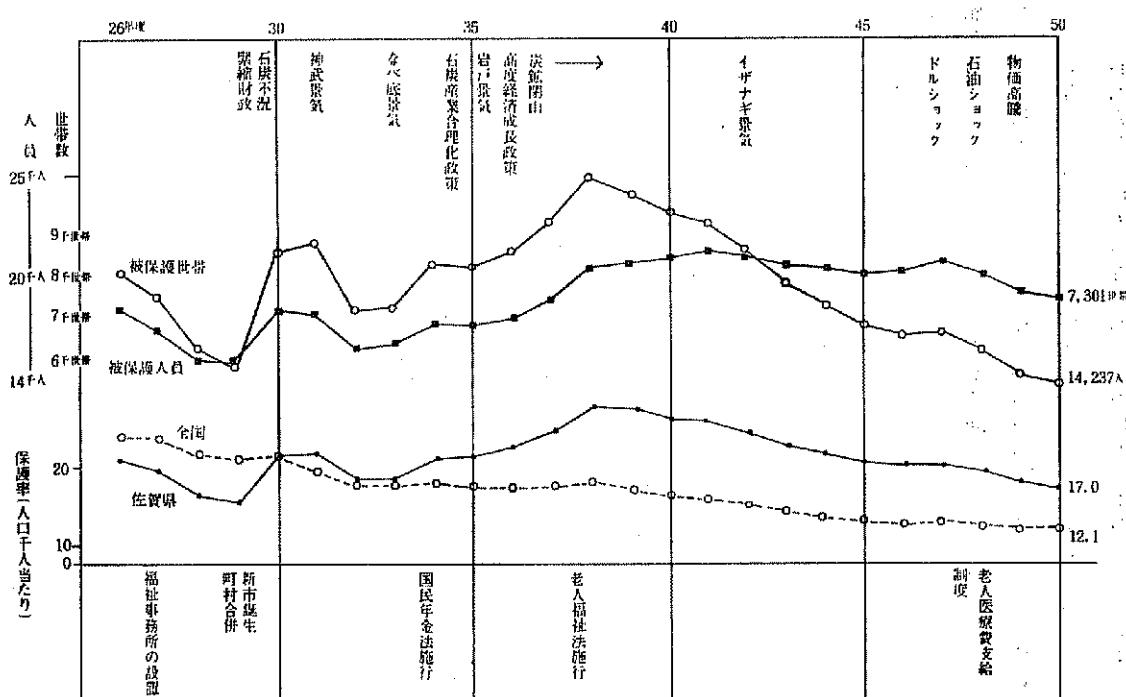
戦後の物資不足とインフレの高進は、ただでさえ弱い立場の要保護者を苦しめ、生活扶助基準額も、二十一年と二十二年の二年間に八回の改定があり、二〇〇円から一、五〇〇円へと実際に七・五倍に急増した。

二十三年度八万九、八三六人から翌二十四年度五万一、四九一人と支給人員が減少したが、これは、二十三年末の総司令部の指令で、インフレの克服と日本経済の自立を目的にデフレ政策が実施されて、ようやくインフレが終息し、通貨・物価が安定して、諸経済統制も廢止に向かったこと、引揚者が就職・事業開始等により自立更生の道を開き、また、二十三年十二月の被保護者一斉調査等による給付の適正化がはかられたためである。

その後、政府のデフレ政策の浸透で、需要の減退や在庫増がおこり、企業の閉鎖、賃金の遅欠配、人員整理が吹き荒れはじめ、二十五年度は六万五、七三五人と、前年度に比べて三〇%の伸びとなつた。

二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、日本経済に「半天の慈雨」というべき好況をもたらし、経済復興は急速に進展した。

生活保護実施状況の推移



一方、県でも、経済事情の好転を背景に、後進性の打破をはかるため、二十六年に県総合開発計画が企画され、また、中小企業対策の充実と企業誘致が積極的に進められるなど、雇用情勢も改善された。被保護者は二十六年度二万五四人、保護率二一・三二千分比であつたが、以降は減少をたどり、二十九年度は一万五、一八一人、保護率一五・五二千人比となつた。

(脚) 二十一年度から二十五年度までの被保護人員は年間実人員の合計であり、二十六年度以降の被保護人員と保護率は、月平均実人員との対人口千人比である。

産炭地の生 二十年代の本県の経済は、白・黒経済といわれる農業(米)

活保護問題

・鉱業(石炭)を中心とする産業構造であつた。石炭産業は、二十八年頃からのエネルギー革命の進行により不況に陥り、おりから経済不況と西日本大水害とによって、中小炭鉱は大きな打撃を受け、閉山が相次ぎ、炭鉱離職者は、多久・伊万里・東松浦郡を中心に滯

欠食家庭を數十戸

改修不況で小額預金が畠田資金 小額預金のままで了したが、生活保護法を適用する理由は、四四四年度減少して

いた生活保護法の数がくえな い世帯が空戸をこじわれる い世帯が空戸をこじわれる て外へ方々を頭すための空戸 空戸元の頭所では二十六日 は、くねくねおきなり。 からうとうと見、看屋や、皆 なる月余続あ県下生活保護 用世帯は五千四百六十七戸、万戸城民健が、帝都が向地へ立

置、昭和四年的生活の実態 者が続出 (昭和29年4月 佐賀新聞)

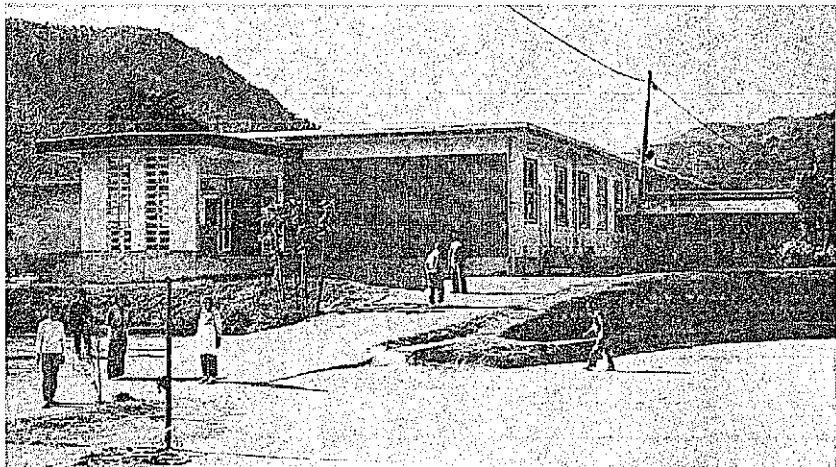
留し、各地で失業対策事業が実施された。主な石炭産出市町村は、多く伊万里・小城・巖木・相知・北波多・肥前・北方・大町・江北の二市八町村で、これらの産炭市町村では、石炭鉱業以外の産業はほとんどみるべきものがなく、地域経済は石炭産業と盛衰をともにしてきた。このため、石炭産業の衰退は、失業者の増大、関連産業の倒産をもたらし、これが地域産業の衰退、人口流出、生活保護の増加につながつていった。

生活保護者数は、月平均で、二十八年度一万六、〇四八人、二十九年度一万五、一八一人であったものが、三十年度には二万、九八六人と激増し、県は度重なる災害に加えて、失業対策、生活保護費の支出増と、財政面で苦しい立場におられた。

三十一年から三十二年にかけ、「神武景気」といわれる景気の好転で、経済は一時的に立ち直るなど、県民生活もようやく好転したが、三十二年頃から経済界も「なべ底景気」といわれる不況に陥り、エネルギー革命に景気後退による需要減退も加わり、石炭産業界の不況はきわめて深刻なものとなつた。

三十四年、政府の石炭合理化政策の実施により、石炭鉱業の本格的斜陽化がはじまり、炭鉱数はその後、年々急激に減少し、労働者数も激減していく。とくに、三十六年から三十八年にかけて合理化が集中し、中堅鉱や大手鉱の閉山、杵島炭鉱の合理化で、七、三九一人という膨大な人員整理に達した。このため、産炭地市町村を中心に大量の失業者の滞留、石炭業界に依存してきた中小商工業者の売れ行き不振、売り掛け金の増加等で経済は極度の不振におちいった。

閉山等で発生した炭鉱離職者は、新しい職場を求めて県内外へと人口流出が続き、産炭地市町村では、三十年二十六万七、二三七人の人口が、



県立救護施設日の隈察（神崎町）昭和38年4月設置

四十年には二〇万六三六人と二五%も減少し、そのうえ税収減と失業対策事業、生活保護費増などの財政需要の増大で、県・市町村の財政運営はきわめて厳しいものとなつた。

一方、離職者の三〇%以上が五十歳以上の高齢者（三十六年十月現在）であること、県内に雇用機会が少ないこと等から再就職は容易でなく、離職期間が長びき、失業保険受給期間や、炭鉱離職者手当受給期間が失効するなど、生活保護に転落していった。

このようにして、本県の生活保護は、三十四年度からふたたび急増はじめ、とくに、産炭地市町村の上昇率は大きかった。

三十八年度の生活保護状況をみると、産炭地の被保護者は一万七六一人で県全体の四三・五%を占め、保護率でも県計二七・九千人比に比して四八・六千人比と異常に高くなつた。県では、産炭地市町村に総合

相談所を設置し、離職者、商工業者に対する福祉、国民年金、社会保険等についての相談、あつ旋、援助等を行つた。

生活保護の好転　わが国経済は、国の景気刺激策等により四十年秋を境に好況に転じ、四十五年夏まで史上最高といわれる長期的好況が続いた。県内経済も好況を反映して、経済の規模拡大や産業構造の高度化がいつそう進み、四十二年には求人倍率が四倍になるなど、若年労働者を中心とした雇用情勢も一段とひっ迫した。これまで比較的に就職の困難な、失業対策事業就労者や炭鉱離職者等の、中高年齢失業者の就職促進に力が入れられたことで、県内の生活保護者は漸減の方向をたどり、世帯分離の要件の緩和など、生活保護運用の改善によって、さらに、その傾向は増幅した。

生活保護者は、三十八年を境に、その後は、炭鉱閉山の一段落や雇用対策の充実によって漸減の傾向を示し、五十年度は一万四、二三七人、保護率一七千人比まで低下した。しかし、産炭地市町村の保護率は三一・四千人比と依然として他市町村にくらべて非常に高い。

本県の生活保護の推移をみると、全国平均と比較して、二十九年度までは常に全国平均より低率であったものが、翌三十年度から逆に當時全国平均を上回り、五十年度は全国一二位の高率を示している。このことは、本県の経済基盤がせい弱であり、県民所得が国民所得とくらべて相当の格差が認められるところに起因している。山間山麓地帯の零細農、県北部地帯農業や玄海沿岸漁業の不振、エネルギー革命により相次いで起こった炭鉱閉山による離職者の大量発生、および関連産業の衰微、老齢者および障害者等の県内滞留等が、直接間接に被保護者の増加をもたらしたものといえる。

第10章 民生の安定

生活保護施設 昭和36年4月1日現在

種 別	名 称	所 在 地	設 置 者	経 営 者	認 可 月 日	定 員
養老施設	昭向陽陽賀里向陽島向風	塩田町五町田佐賀市金立町伊万里市大川内町基山町園部町高雄市朝日相賀武唐津市唐津市	(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)雄津市	(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)済昭園(社福)雄津市	21.12.26 21.12.26 23.12.3 27.10.13 28.9.1 36.4.1	30 65 74 66 56 50
更生施設	南濱陸園	佐賀市赤松町	県	(社福)県社協	24.8.1	40
医療保護施設	濟生会唐津病院	唐津市元旗町	(社福)濟生会	(社福)濟生会	21.12.26	121
宿所提供的施設	佐賀厚生寮	佐賀市高木瀬町唐津市二タ子町	県	県	24.7.18 29.7.7	105世帯 39世帯
授産施設	武東唐伊東神佐鹿太三諸塙三嚴小	武雄市武雄町中東与賀村田中千代田町伊万里市大坪町伊万里市神野村石動里枝ヶヶ原良田富間寺山町東高多吉徳久建本西天町根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城佐賀市高木瀬町原良田富田根木城	武東唐伊東神佐鹿太三諸塙三嚴小	武東唐伊東神佐鹿太三諸塙三嚴小	24.1.1 25.1.1 25.12.1 29.9.1 26.12.1 26.7.25 26.9.1 27.1.1 27.3.31 27.8.1 27.8.25 27.10.1 27.11.1 29.5.1 30.10.1 33.1.1	40 35 50 50 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 35 35 30

また、これらの傾向を扶助別にみると、生活・住宅・教育扶助は、人員において減少傾向を示している。しかし、医療扶助人員は年々増加傾向を示し、なかでも、入院人員の増加はとくに顕著であり、疾病と貧困の悪循環を示している。また、結核による入院患者は、医学の発達により激減し、逆に社会構造の複雑化を反映して精神病が激増しているのが特徴である。そのほか、保護開始の原因の70%強が傷病に起因するほか、老齢、身体障害、母子等、いわゆる要看護世帯の占める割合が年々増大している。このような被保護世帯の変化に対応して、有効適切な保護を行うため、関係機関との協力体制を確立し、きめ細かい訪問、あるいは現業活動が、積極的に推進されている。

生活保護施設 保護施設は、救護法時代には養老院・孤児院があり、旧生活保護法では養老院・診療所・産院・授産所・母子寮・託児所があった。その後、児童福祉法の制定により、産院・母子寮・託児所は児童福祉施設となって、保護施設から除外された。新生活保護法の制定によって、養老・救護・更生・宿所提供的・医療保護・授産の六種類の保護施設となり、施設の整備が行われた。さらに、三十八年には老人福祉法の制定によって、養老施設は老人福祉施設となって、除外された。

△救護施設▽

救護施設は、身体上または精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行う施設である。

三十八年四月、神崎町に県立日の隈寮(定員七〇人)、同年十月、多久市東多久町の旧小城炭鉱病院跡に、社会福祉法人天嶺会により、しみず園(定員一〇〇人)が設置された。これらの施設には、男女とも重度の身

生活保護施設の現況

50.5.1現在

種別	名称	所在地	設置者	経営者	認可月日	定員(人)
救護施設	日の限寮 しみず園	神埼町城原 多久市東多久町	県 (社福)天嶺会	県 (社福)天嶺会	38.4.1 38.10.1	70 100
医療保護施設	済生会唐津病院	唐津市元旗町	(社福)済生会	(社福)済生会	21.12.26	158
授産施設	武雄市授産場 塩田町授産場 小城町授産場	武雄市朝日町 塩田町久間 小城町畠田	武雄市 塩田町 小城町	武雄市 塩田町 小城町	24.1.1 27.11.1 33.1.1	40 30 30
(参考) 社会福祉事業 授産施設	多布施授産場 佐賀春光園	佐賀市多布施 中原町原古賀	佐賀市 (社福)佐賀春光園	佐賀市 (社福)佐賀春光園	30.11.1 33.4.2	12 21

体障害者・精神薄弱者やこれらの重複障害者が収容され、定められた日課表・指導計画、行事計画に基づいて、手厚い指導介護が施され、個人として尊重され、健康で文化的な生活水準を維持することを基本方針として、運営されている。

△更生施設▽
これは、身体上または精神上の理由により、養護・補導を必要とする要保護者を収容して、生活扶助を行う施設である。

二十二年二月、佐賀市与賀町に臨時的に聖徳園が設置され、その後、二十四年七月、佐賀市赤松

町鬼丸に県立南藻庭園（定員四〇人）を設けた。

戦後の混乱期には、浮浪者収容施設として利用も多かったが、社会の安定期、他種の社会福祉施設の充実などで、必要性が薄くなつたため、三十八年十二月に廃止された。当時収容中の四〇人については、養護老人ホームに九人、精神薄弱者施設九千部学園に二人、救護施設に二九人（日曜八人、しみず園二人）と、それぞれ措置替えされた。

△医療保護施設▽

これは、医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う施設である。

二十一年には、恩賜財団済生会唐津診療所（昭和九年設立、唐津市元旗町）、同会佐賀診療所（佐賀市与賀町、佐賀養老院併設）、鹿島済貧会（明治三十八年設立、藤津郡鹿島町）があった。民間医療施設の充実により、五十年現在では済生会唐津病院（病床数一七四床）のみとなつていている。

△授産施設▽

授産施設は、身体上もしくは精神上の理由または職業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長する施設である。戦時中においても、低所得者対策、戦争未亡人対策としてさかんに行われていた。

二十一年生活保護法の制定により同法に基づく認可がなされ、施設や経営の改善がはかられた。県・市町村により設置が相次ぎ、三十年度末には、県立佐賀洋裁授産所など一六施設、定員六八四人にのぼった。三十五年度からは逆に施設の休廃止が相次ぎ、五十年度末では事業継続三か所、休止七か所となつた。これは、産業の発展にともない、働く

能力のある被保護者が賃金の高い事業所に転職していくことによる。

なお、現在継続中の施設の授産種目は、縫製、ようかん箱製造、タイル加工、マット製造等である。

生活保護法に基づく授産施設のほか、三十三年には、中原村に、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人による授産施設として佐賀春光園が設立され、結核回復者を中心として畜産を主とする授産により自活に努力している。

△宿所提供的施設▽

宿所提供的施設は、住居のない要保護世帯に対して住宅扶助を行う施設である。

二十九年七月、佐賀郡高木瀬村（佐賀市高木瀬町）の協楽園、唐津市二タ子の松濤寮の各引揚者集団収容施設の一部に、それぞれ佐賀厚生寮（定員一〇五世帯）、唐津厚生寮（定員三九世帯）を設けた。しかし、施設の老朽化とともに、公営住宅の建設による改良を行い、四十一年七月唐津地区改良住宅（六四戸）、四十二年八月佐賀市高木瀬地区改良住宅（二七二戸）の完成で、保護施設としての宿所提供的施設は廃止された。

（二）児童福祉

児童福祉制度の沿革

明治以後の児童保護は、明治四年に棄子養育米給与方達が制定され、捨て子に対し十五歳になるまで、年に米七斗支給することを内容として実施されたことにはじまる。明治七年には恤救規則が定められ、一般の貧困家庭に対する救助が行われた。

一方、慈善事業として全国各地に民間人による多くの施設が設置された。明治五年に横浜に董女学院が設置されたのをはじめ、明治二十年まで。明治五年に横浜に董女学院が設置されたのをはじめ、明治二十年まで。

すでに八か所の施設がカトリック教団により設置された。また、明治十二年には東京に福田愛育会が、十九年には大阪に愛育社が、二十年に岡山育児園がそれぞれ設けられ、二十四年にはわが国で最初の精神薄弱児施設である滝野川学園が設けられた。

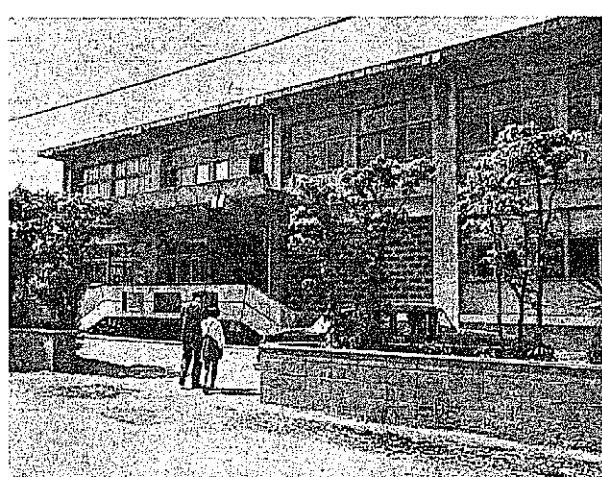
貧困家庭における乳児の保育診療を目的とした乳児院の経営は、本県の藤津郡浜町（鹿島市）の婦人会が貧困漁夫の乳幼児三十餘人を収容したのが、日本における最初のものとされる（医制八十年史から）。

児童保護立法は、明治三十三年に感化院法、大正十一年に少年法および矯正院法、昭和四年に救護法、八年に少年救護法および児童虐待防止法と、次々に制定され、母子衛生とあわせて児童保護が強化された。内容も、初期の貧困家庭児童救済から感化教育、児童虐待防止、児童酷使防止等に発展し、児童保護

の諸施設が各地に設けられた。大正十二年山口県にはじめて設けられた農繁期託児所も、次第に全国に設けられ、また、常設の保育所も各地に普及していった。

児童福祉法の制定 昭

和二十年の終戦でもたらされた社会の混亂と窮乏は、児童に対してもいたましい影響を与えた。國



中央児童相談所

民の生活水準の低下にともない、児童、ことに乳幼児の保健衛生状態は悪化し、また、激変した社会環境のため、青少年の著しい不良化等、戦争の災禍はあらゆる面に大きな影響を残していた。戦災孤児、引揚孤児や、家庭崩壊による家出浮浪児が続出し、非行児童が増加した。

二十年九月には、戦災孤児保護対策要綱が閣議決定され、戦災孤児の家庭委託、養子縁組、施設保護等が進められることになった。このような情勢を背景として、二十二年八月の第一回国会に児童福祉法案が提出され、二十二年十一月に成立、翌二十三年一月から施行された。

児童福祉法は、要保護児童対策のみでなく、次代の社会の担い手である全児童の健全育成、母子保健等広範囲にわたり、児童福祉の積極的増進を基調とする総合法制として画期的なものであった。児童福祉法は、今日までに二十数次の改正がなされ、その内容が強化されていった。

一方、二十六年五月には、児童の健全な育成をうたった児童憲章が制定され、また、母子世帯の福祉をはかるため、二十七年十二月には、母子福祉資金の貸し付け等に関する法律が、三十九年七月には母子福祉法が制定された。さらに、四十年八月には、母性および乳幼児の健康保持増進をはかるため母子保健法が制定された。また、児童福祉増進のための所得保障制度として、三十六年十一月に児童扶養手当法、三十九年七月には特別児童扶養手当等の支給に関する法律、四十六年五月には児童手当法が制定された。

児童福祉行 政の展開 児童福祉法制定前の二十二年四月には、県児童保護委員会が設けられ、孤児、浮浪児等の保護、児童の不良化防止対策が行われていた。児童福祉法の制定にともない、本県でも行政組織

の確立が急がれ、

二十三年一月、民

生部内に児童課が

設置され、同年四

月には、児童福祉

審議会が設けられ

た。また、児童問

題の相談、指導、

措置等の専門機

関として中央児童

相談所が児童課内

に発足、同時に、

一時保護所の聖愛

園を佐賀郡高木瀬

村（佐賀市高木瀬

町）の協楽園内に

設けた。

中央児童相談所
は、二十四年に佐
賀市神野町に府舎

・一時保護所を新

築、三十七年には

児童相談所の相談種別受付状況

種別 年 度	児童相談所の相談種別受付状況												計									
	教育相談		養護相談		保健相談		精神弱相談		教諭相談		長少不就学相談		しつけ相談	その他相談								
	他全育成Ⅰ	他全育成Ⅱ	自閉症相談	重症心身障害相談	自閉症相談	重症心身障害相談	精神弱相談	精神弱相談	教諭相談	教諭相談	長少不就学相談	長少不就学相談	しつけ相談	その他相談								
23	401	377	74	124	256	133	4	322	280	4	8	3	9	212	19	201	43	17	98	303	979	675
25									172	1	207	4	80	114	187	57						945
30									329	10	307	6	574	246	300	486	208	171	49	338	9958	2,989
35									151	2	179	98	582	94	221	18	85	538	173	777628	2,463	
40									126	7	149	339	676	91	145	22	91	486				2,486
45																						
50																						



(昭和27年) 優良家庭表彰表彰式

全面改築、児童福祉センターとしての機能の充実をはかるとともに、唐津市に分室を設け、唐津市・伊万里市・東松浦郡・西松浦郡の児童相談の便宜をはかった。三十九年には、各福祉事務所内に家庭児童相談室を設置家庭での児童の健全育成を中心とする相談、指導を積極的に行っている。

児童福祉思想

二十三年一月の児童福祉法施行に伴い、新生日本を担う想の普及 児童の健全育成や児童福祉思想の普及徹底をはかるため、児童福祉法施行記念児童大会が計画され、同年三月十四日唐津市、五月二十一日佐賀市の二か所で実施された。また、五月五日を中心とする児童福祉週間には、児童福祉展、赤ちゃん会、健康診断、子供祭が催された。翌二十四年には、国民の祝日最初の「子どもの日」を迎えて、全国的に児童福祉週間運動が実施されたが、本県では月間運動を実施し、長期間にわたって児童福祉思想の徹底を期した。また、二十四年には、県の第

回児童福祉大会が開催され、二十五年には、お母さん佐賀県ナーバン審査、二十七年には優良家庭表彰など、毎年多彩な行事を行うこととした。三十一年三月には、父母のない児童等の身元保証に関する条例を制定して、知事の身元保証により、父母のない児童の就職に努めた。

児童福祉施設 戦後、まず必要とされた児童福祉施設は、戦災孤児や浮浪児を保護するための養護施設であり、県ではその整備を急いだ。その後、社会の安定とともに孤児や浮浪児は減少したが、非行児や心身障害児の増加が目立ってきた。そのため県では、教護院の整備をはかるとともに、身体不自由児施設や精神薄弱児施設の新設に努め、処遇の充実をはかった。また、核家族化の進行や共働きの増加によって、要保育児童が急増したため、保育所の増設に努め、また、健全育成のための児童館、児童遊園の拡充を推進してきた。

▲養護施設▽

養護施設の歴史は古く、明治二十四年九月、県内仏教関係者の有志により、身よりのない児童を保護する目的で佐賀孤児院が建設され、昭和二十二年六月佐賀市元町に移転して清光園と改称された。また、昭和四年二月に名護屋村馬渡島（鎮西町馬渡島）に馬渡島カトリック育児院が開設され、その後、聖母園と改称された。

この二施設に加えて、濟昭園（二十一年塩田町）、洗心寮（二十二年基山町）、慈光園（二十二年唐津市）、聖華園（二十四年佐賀市）が次々に開設され、現在六施設で定員二五〇人となつた。

児童の保護育成は、家庭において保護者のもとで行われることが望ましいが、家庭のいろいろな事情から養育することができない場合、家庭に代わる環境を与えて、健全な育成をはかり養護するのが、これら施設

の目的である。かつては、保護

者のない児童の入所が多かったが、最近の傾向としては、保護者があつても、適切な養護をうけられない児童の入所が増加している。

県立進徳学院(春日村)



父母の行方不明、長期疾病、父母からの放任、虐待による入所が目立ち、入所児童の年齢も低下する傾向を示している。

三十六年度から、県単独事業として、養護施設等の入所児童に対し、高等学校に進学できる

よう、県社会福祉協議会に県費

二〇〇万円を出資し、保護児童高等学校修学基金制度を設けた。四十八年度からは、国の制度として、高校進学資金を特別育成費として給付できることとなり、現在併用されている。

△里親制度▽

要保護児童を家庭的雰囲気のなかで保護する制度として、里親がある。二十三年度の発足当初は登録里親一二人、委託里子七人であったが、年々増加して、三十六年度には里親一四五人、四十年度には委託里子七八人のピークに達した。しかし、その後の社会環境、家庭生活、住宅問題等の変化にともない、里親、委託里子とも減少の傾向にある。

△教護院▽

不良行為をした児童、または不良行為をなすおそれのある児童を、入所させて教護する施設として、教護院がある。感化院法による感化院が、昭和八年の少年教護院法による少年教護院となつたが、児童福祉法の制定にともない、教護院と名称が変更された。

本県では、大正六年に佐賀郡春日村(大和町)に県立進徳学院が設置

されたが、老朽化のため昭和二十四年に東松浦郡浜崎町(浜玉町)に移転新築し、県立虹の松原学園と名称も変更された。

収容児童の非行の原因、行動上の問題点を深く究明し、適切な環境のもとに、家庭的雰囲気を与えるための小舎制をとり、教護職員が児童と日常生活をともにしながら、生活指導・学科指導・職業指導を通じて、その性向の改善に努めている。現在までに一、一二三人が卒園して実社会で活躍している。

△心身障害児施設▽

すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられることは、児童福祉の根本理念であり、世の親はもちろんのこと、国民がひとしく望んでいるところである。不幸にして、先天的に、または後天的な疾患や傷害のために、身体に障害を有する児童や精神の発達が遅滞している児童に対し、十分な福祉の施策を講ずることは、ひとり、これら児童の福祉のみでなく、その家族にとってもきわめて必要なことである。

児童福祉法制定によって、それまでは家庭にひきこもりがちであった心身障害児に対して、積極的な福祉の措置がはかられるようになり、児童相談所の相談件数も、年を追って、心身障害児関係が増加していく。

県では、まず精神薄弱児施設の整備をはかることとし、めぐみ園（二十七年佐賀市）、県立春日園（二十八年佐賀郡春日村）に続いて、くろかみ学園（四十年山内町）、いとし子の家（四十四年大和町）が開設され、入所した精神薄弱児を保護するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えていた。

肢体不自由児施設は、肢体不自由の児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える施設であるが、三十五年に佐賀市に佐賀整肢学園が開設され、県下ではじめての医療機関の社会福祉施設として注目された。これは、当時憂慮された小児まひの後遺症に悩む児童や家族にとって大きな福音となつた。

精神薄弱と身体不自由をあわせもち、しかも、それぞれの障害の程度が重度である重症心身障害児を入所させて、これを保護するとともに、治療と日常生活の指導をする重症心身障害児施設の制度が、三十八年度から新たに設けられた。県では、四十年に開設された長崎県の民間施設みさかえの園に、本県児童分として二〇床を確保するための補助金を交付し、現在まで収容を委託している。その後、県内にも重症心身障害児施設が国立で開設され、四十三年国立東佐賀病院、四十七年国立肥前療養所にそれぞれ併設された。

△助産施設▽

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産をうけることができない妊娠婦を入所させて、助産をうけさせる施設である助産施設として、四十二年十二月、佐賀市多布施に佐賀助産院が財團法人佐賀市助産婦会によって開設され、続いて四十五年十一月、唐津市二タ子に唐津赤十字病院付属助産施設が開設された。

△乳児院▽

養護を要する児童のうち、満一歳に満たない乳児を入院させて、これを養育する乳児院として、二十二年佐賀市水ヶ江に民間で設立されたみどり園を、三十九年四月県立に移管して佐賀市金立町に移転改築した。

△保育所▽

保育事業は、戦前においても季節託児事業、常設保育事業（保育所）が行われており、十四年には、農繁期における季節託児事業五九五か所、実人員二万二、四一三人、保育所三〇か所（公立一三、私立一七）、入所児童二、九八三人であった。



乳児院みどり園（昭和29年9月）

児童福祉施設の推移

年 度	助産施設		乳児院		母子寮		養護施設		精神薄弱児施設		肢体不自由児施設		重症心身障害児施設		教護院		保育所	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
23			1	50	2	35	6	250							1	50	34	3,715
25			1	50	2	35	6	250							1	60	38	3,800
30			1	50	4	70	6	250	2	160					1	75	108	未調査
35			1	50	4	70	6	250	2	160	1	150			1	75	123	11,030
40			1	50	4	70	6	250	3	240	1	150			1	75	133	11,910
45	2	12	1	50	4	70	6	250	4	290	1	150	1	80	1	75	157	13,470
50	2	12	1	50	4	70	6	250	4	350	1	150	2	200	1	75	194	17,255

保育所は、保護者の労働・疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児を保護するが、児童福祉施設であるが代わって保育する施設であるが、児童福祉法制定当時の二十三年六月一日現在では、三四九所、入所定員三、七一五人にすぎなかつた。それが、五十年度末現在では、一九四九所、一万七、二五五人に達している。

この著しい伸びの背景には、長の背景には、戦後における児童福祉法、児童

福祉事務所別保育所設置状況

昭和51.3.31

区分	公 営		社会福祉人		財団法人		宗教法人		私 立		計	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
佐賀市	6	530	6	430	2	160			3	305	17	1,425
唐津市	1	60	16	1,770					1	120	18	1,950
鳥栖市	5	435	1	180					2	180	8	795
多久市			10	610							10	610
伊万里市	11	1,115	5	410	1	30			11	650	28	2,205
武雄市	6	610							3	235	9	845
鹿島市	1	120	6	480					4	370	11	970
中部	17	1,530	9	755	1	60			2	240	29	2,585
北部	16	1,365	5	425	1	60	1	90			23	1,940
西部	23	2,440	9	710					9	780	41	3,930
計	86	8,205	67	5,770	5	310	1	90	35	2,880	194	17,255

憲章等による児童福祉理念の発展と、社会構造の変化や、急速な経済成長等が、その要因となっているものとみられる。人口の都市集中、農山村における過疎化、核家族化、婦人の労働参加の増加等によって保育需要は増大し、また、保育の内容が多様化してきている。三十六年度から特別保育対策として、へき地保育所設置がすすめられ、三十七年鎮西町加唐島、三十八年山内町犬走、三十九年鎮西町馬渡島に三か所の設置をみた。

季節保育所は、春秋の農繁期において、保護者の就労により児童が放任されがちとなるため、とくにでき死、交通災害等の危険から児童を保護するためのものであるが、二十八年度から設置について助成が行われることとなった。二十八年度は二一町村・収容人員延べ五、三二八人であつたが、年々減少の傾向を示し、五十年度は一市一町の一四か所・延べ五、三七五人が保育されている。

在宅児童の福祉 児童福祉行政にとって画期的な施策としては、家庭における生活の安定および次代を担う児童の健全育成と資質の向上をはかるため、かねて懸案となっていた児童手当が、四十六年五月の児童手当法の制定によって創設され、四十七年一月から支給されたことである。

法施行前には、地方公共団体でも独自の児童手当を支給するところが増え、四十四年度には、唐津市が九州ではじめての児童手当の支給を開始した。

児童手当の財源は、国・県・市町村および事業主が負担することとなつており、十八歳未満の児童三人以上を養育する家庭に対し、三人目以下の児童が義務教育を終了するまで支給することとなつていて。手当額は、創設当初月額三、〇〇〇円、四十九年十月から四、〇〇〇円、五十

年十月から五、〇〇〇円と改善され、五十年度の対象人員は約三万人、支給総額は約一五億八、〇〇〇万円に達している。

△児童扶養手当▽

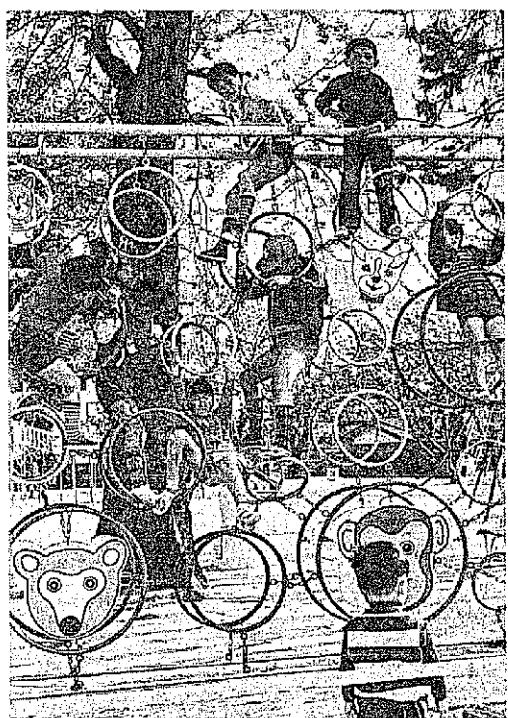
在宅の障害児福祉対策として、三十九年七月から重度精神薄弱児扶養手当制度が創設され、重度の精神薄弱児に対して同年九月から手当が支給されることとなつた。その後、四十一年七月には支給対象児の障害の範囲を拡大し、重度の身体障害児にも支給されることとなり、名称も特別児童扶養手当と改正された。この手当は、三十九年制定当初から毎年改善が行われ、創設当初には重度のみ月一、〇〇〇円であった支給額が、五十年十月には重度一万八、〇〇〇円・中度一万二、〇〇〇円となつており、五十年度の支給対象者は五八九人で支給総額は約七、三四二万円に達している。

また、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、または廃疾となつたあとの心身障害者に年金（月二万円）を支給し、心身障害者の生活安定と福祉の増進に資するため、四十五年四月から実施した県心身障害者扶養共済制度の加入者は、五十年度で八〇四人となつている。

児童の健全育成 戦後、青少年の非行は年々増加し、その内容も、終戦直後の貧困による犯罪から、最近は享樂のための犯罪に移行するとともに、低年齢化、広域化、悪質化が目立つていて。このような情勢に対応し、児童の健全育成を推進するため、地域住民の積極的な参加と協力により、児童をとりま

五十年度末現在で八六六か所が設置されている。

また、四十三年から一五年にわたって、松下電器産業株式会社から寄付される総額四、四〇〇万円を財源として、県では大型児童遊園の建設費助成（一か所三〇〇万円）を四十四年度から実施し、五十年度までに一市町村一二か所が設置されている。



児童公園（小城町）

く環境の整備、地域の連帯感の高揚、子供クラブの育成等が行われてきた。

子供クラブは、子供の遊び友だちを中心として自然発生的に生まれた集団であったが、二六年の児童憲章制定を契機に、家庭や地域社会の認識が高まり、二十八年度には約三〇〇クラブに達した。さらに、民間雑誌家、教師やボランティア等の熱心な指導で、クラブ活動がさらに活発となり、民間指導者の養成、子供クラブの育成に力が入れられ、五十年度には二、〇九〇団体・会員数一〇万五、七二一人と急激な増加を示している。

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、国の補助を得て三十三年度から補助金を交付して、市町村の児童遊園設置の促進を行った。三十七年度以降は、県単独事業として、小規模児童遊園建設費補助として実施している。県内の小規模児童遊園は、

（三）身体障害者福祉

身体障害者福祉 战前の身体障害者に対する援護は、昭和七年の救護法祉法の制定により、わずかに救貧対策の一環として行われたにすぎず、もっぱら民間の慈惠にゆだねられた状態であった。

戦後は、戦争による身体障害者の増加、社会経済情勢の悪化等とともに、民間指導者の養成、子供クラブの育成に力が入れられ、五十年度には二、〇九〇団体・会員数一〇万五、七二一人と急激な増加を示している。

身体障害者福祉法は、身体障害者が自らの努力によって更生することを前提としている。一方、国や地方公共団体は、身体障害者の更生を援助し、必要な保護を行い、国民もその更生に協力する責務を定め、身体障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進をはかることを目的

としている。

身体障害者は、視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、肢体不自由、内部障害で、身体障害者手帳を受けた者をいい、法が施行された二十五年末の手帳交付数は、県下で三、四三人であったが、その後、増加の一途をたどり、巡回相談による啓発もあって、五十年度には三万四、五八七人に達した。これは県人口の四・一%にあたり、全国平均一・九%を大幅に上回っている。この理由は、本県人口の減少にも起因するが、県内の産業基盤が弱いため働く年齢層の県外流出と、社会変動によるものと思われる。

身体障害者手帳保持者の推移						
	総 数	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体障害	内部障害
昭和 26 年度	4,439	1,196	665	21	2,557	—
30	8,563	1,987	1,353	73	5,155	—
35	14,801	3,696	2,046	483	8,576	—
40	18,786	5,401	3,187	163	10,035	—
45	24,783	6,249	4,675	215	13,517	127
50	34,587	7,798	6,641	319	19,223	606
50年度の 全国対比	全国	100	18.0	16.8	1.3	61.2
全国対比	本県	100	22.5	19.2	0.9	55.6
						1.8

身体障害者の援護 二十五年六月に各福祉事務所に身体障害者福祉司が配置され、二十七年七月に身体障害者更生相談所が設置された。相談所は、身体障害者の相談や更生援護のセンターとして、福祉事務所の依頼で身体障害者の医学的・心理的また職能的判定や補装具の処方、適合判定を行い、また、福祉事務所や

相談所に出でこられない人のために、県内各地で巡回相談を実施した。

このほか、四十二年には身体障害者の相談指導や地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等にあたる目的で、身体障害者相談員制度が設けられ、五十年度までに八四人が配置された。

身体障害者の更生援護は、身体障害者手帳の交付からはじまるが、これに基づいて、補装具の交付、更生医療の給付、身体障害者更生援護施設への収容、重度障害者に対する日常用具の支給等が行われる。

補装具の交付は、二十五年から盲人安全杖、補聴器、義肢、器具、車いす、歩行補助つえ等が交付されて、身体障害者の更生や社会復帰に役立った。この補装具は、

年々種目の拡大、品質の改善等がはかられてきた。二十九年には、公費負担による更生医療が開始され、身体障害の除去や軽減に役立っている。

二八年一月には、全国に先がけて身体障害者更生資金貸付制度が創設された。これは、三十六年度からは、世帯更生資金貸付制度に吸収された



身体障害者の職業指導（県身体障害者更生指導所）昭和35年12月

利子、償還期限四年以内の条件で貸し付けられ、非常に好評で、三十五年度までの貸付実績は、二五五件、約六三〇万円となつてゐる。

身体障害者更生施設 身体障害者の自立更生をはかるためには、機能回復訓練の実施する必要がある。県では、障害者の動向に応じて県内の施設の整備をはかるとともに、県外施設への委託を行い、身体障害者の社会復帰と生活の安定を促進した。

△身体障害者更生指導所▽

二十五年十二月、牛津町に、雇用されることの困難な身体障害者に訓練を行い、職を与える施設として、県立身体障害者授産場（定員四五人）を設置し、さらに、二十七年五月に佐賀市多布施町に同分場を設置して、木工・時計・ラジオ・臘写印刷の授産事業を開始した。

三十五年四月には、同授産場を廃止し、新たに佐賀市神野町（天神）に身体障害者更生指導所を開設した。ここでは、従来の授産重点を改め、主として肢体不自由者を対象に、機能回復訓練、職業訓練、心理的更生訓練、生活指導を実施して、自立更生・社会復帰をはかることにした。定員は三〇人で、修了年限を一年とし、四十七年までの修了者は三九四人に達した。

△身体障害者総合援護施設の建設▽

四十三年七月、県内の民生委員・児童委員の協力によつて実施した身体障害者の実態調査の結果、身体障害者更生援護施設への入所希望者が、県内に約三〇〇人居住していることが判明し、さらに増加傾向にあることがわかつた。

県では、直ちに同年に三養基郡中原村に国有地の払い下げをうけ、九

州でははじめての身体障害者総合援護施設として

県立希望の家の建設に着手した。この施設の内容

は、肢体不自由者更生施設（定員五〇人）、身体障害者授産施設（定員三〇人）、身体障害者療護施設（定員五〇人）で、

鉄筋コンクリート平屋建て、総工費約三億五、〇〇〇万円で、四十八年五月に更生施設、四十九年四月に授産、療護施設が完成した。この施設の完成により、身体障害者更生指導所は閉鎖された。

希望の家の五十年度末入所者数は、更生施設二三人、授産施設二六

人、療護施設五〇人、計九九人で、恵まれた自然環境のもと、近代的な施設設備のなかで、機能回復訓練、職業訓練、授産ならびに重度障害者の療護を行い、一貫性のある処遇をもつて福祉の増進をはかつてゐる。

△身体障害者福祉会館▽

希望の家の開設にともない、肢体不自由者更生施設としての用途を廢止した身体障害者更生指導所の建物を改造し、身体障害者福祉会館が四



県立点字図書館 昭和47年4月完成

十八年十一月開館した。その管理運営は、県身体障害者団体連合会に委託している。この会館は、身体障害者の生活相談、結婚相談、社会適応訓練、各種研修会の開催、ボランティア活動等、多彩な活動のセンターとして活用されている。

△点字図書館▽

四十七年四月、県立点字図書館を佐賀市天神に、工費約二、〇五〇万円で設置し、管理運営を県盲人会連合会に委託した。点字出版物や録音テープの閲覧や貸し出しを行うとともに、点字講習会、点訳奉仕、録音奉仕等、視力障害者の文化の向上に寄与している。なお、同連合会が設置した点字出版所が同館内に併置され、点字印刷機、製版機で、点字出版物、県や市町村の点字広報等が製作されている。

在宅身体障害者の福祉 調査の結果、県内在宅障害者の生活実態が明らかとなつたため、県は、その実態に対応した福祉を拡充するため、各種の施策を講じてきた。

△重度心身障害者の医療費助成▽

四十六年度から、受診の機会に恵まれない重度障害者のための訪問診査をはじめるとともに、進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、進行性筋萎縮症療養費の給付が実施された。また、県独自の施策として、四十八年十月からは、在宅重症心身障害児者の医療費を軽減するため、医療保険のうち、自己負担分を公費で助成する制度を開始した。さらに五十年十月からは、対象者を重度身体障害者と、重度精神薄弱者までに拡大し、在宅重度心身障害者の医療の充実をはかった。

△自動車操作訓練▽

身体障害者の就職を容易にし、さらに就業の利便を促進するため、四十六年度から県単独で、自動車運転免許取得のための訓練を開始した。五十年度までに、二三六人が免許を取得している。

△住宅改善▽

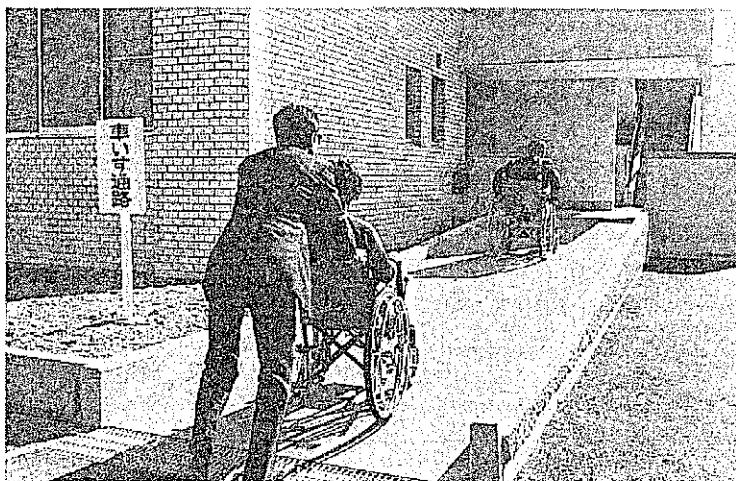
重度身体障害者の日常行動を容易にするため、四十八年度から県単独で玄関・浴室・便所等の改造による住宅改善費の助成をはじめ、五十年度までに七二件、六九八万円の助成を行っている。

△家庭奉仕員▽

四十二年度から佐賀市に配置された身体障害者家庭奉仕員は、その後、唐津市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市の各市にそれぞれ一人が配置され、一人で六ないし八世帯を担当して障害者の家庭を訪問して、食事の世話・被服の洗たく・掃除等のほかに、日常生活上の相談に応じ、必要な助言や指導を行っている。

△日常生活用具の給付▽

重度障害者が自力で日常生活が営めるよう、四



県佐賀総合庁舎に設けられた身体障害者用スロープ 昭和48年11月

地域福祉活動促進事業の実績

区分 年度	手話奉仕成業事員	点訳奉仕成業事員	盲婦人・家庭生活訓練事業	ろうあ者日曜教室	朗読奉仕成業事員	結婚相談事業	見合件数	結婚成立件数
昭和46年度	34	20	延人	延人	人	件	件	件
47	20	50	—	—	—	—	0	8
48	73	43	313	735	53	29	29	13
49	40	30	344	730	258	0	29	8
50	91	38	319	692	539	173	173	13

十四年度から浴そう・湯沸かし器・便器等日常生活用具の給付を行つた。これにより、重度の障害者が、改善された用具を使って日常生活動作を行ふことができるようになり、介護の負担を軽減し、生活の安定向上に役立っている。

▲地域活動▽

県身体障害者団体連合会と県盲人会連合会の協力を得て、身体障害者地域福祉活動促進事業として、身体障害者結婚相談事業、手話・朗読・点訳奉仕員の養成、ろうあ者日曜教室、盲婦人家庭生活の訓練事業等が行われることになり、とくに、四十八年度から開始された結婚相談事業は好評で、五十年度の結婚成立は一三組となっている。

身体障害者スポーツ振興会東京大会（愛称、パラリンピック）を契機として、身体障害者スポーツは大きな関心をもたれるようになった。スポーツを通して身体障害者の体力の維持増強と、残存機能の向上をはかり、あわせて、明朗で積極的な性格と協調精神を養うことを目的として、本県では、三十九年から毎年身体障害者スポーツ大会を開いた。この県大会で

の優秀選手は全国身体障害者スポーツ大会に派遣し、出場選手は毎年好成績をおさめ、身体障害者の大きな励みとなっている。

五十一年十一月、「がんばって はげましあって わく希望」の大会スローガンを掲げ、第十二回全国身体障害者スポーツ大会が本県で開かれ、質素ななかでも人情味豊かな大会として大成功を収めた。この大会は身体障害者自身の更生意欲の促進に大きな励みとなり、その後は各地で積極的に身体障害者スポーツの振興がはかられたばかりでなく、身体障害者福祉に対する県民の理解と、社会連帯意識の高揚に貢献した。

身体障害者福祉モデル都市 身体障害者について住民の理解と関心を深め、これを他の地域に普及することを目的と

して、五十年度に唐津市を身体障害者福祉モデル都市に指定して、盲人用信号機等の道路交通安全施設の整備、市役所・体育館等公共施設の改造、公共施設・公園等への車いすの配備、一般市民への身体障害者福祉の啓発等を積極的に行つた。

また、県の施設についても、身体障害者用スロープを新

注：上段一件数、下段一金額（円）

生 活	住 宅	転 宅	就学支度	計
5	228	0	0	7,916円
28,000	10,323,000	0	0	154,676,700
5	388	6	283	10,517
28,000	23,608,000	32,000	3,620,000	228,060,700
7	719	9	952	15,961
140,000	73,538,000	77,000	11,670,000	416,554,200
10	1,051	10	1,607	20,974
283,000	176,718,000	95,000	22,795,000	718,908,200

設するなど改善した。

福祉手当の支給 在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として、福祉手当制度が五十年十月に創設され、重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減に役立てている。五十年度は一人四、〇〇〇円、支給対象人員三、九四八人、給付額は四、一九六万円余となっている。

四 母 子 福 祉

母子福祉の推移 第二次世界大戦は、多くの母子家庭の出現をもたらし、二十五年五月の調査によれば、県内の母子家庭は一万五世帯、このうち戦争死によるものは三、八五七世帯であった。母子家庭の母は、生計の維持と児童の養育という二重の責務を担い、戦後女性の地位が向上したとはいえ、経済的立場は弱く、生活は極めて不安定なものであった。

母子家庭に対する援護対策は、戦争未亡人が多数を占めているため、占領軍への配慮、生活保護の平等原則等から不十分なものであった。

児童福祉法が制定され、母子の援護をはかる母子療として、唐津母子療（二十三年唐津市二タ子）、佐賀母子療（同年佐賀市神野町）が設置され、続いて、伊万里母子療（二十六年伊万里町（現伊万里市大坪町））、神埼母子療（同年神埼町）、多布施母子療（二十七年佐賀市多布施町）が設置され、収容人員も二十八年度は三四二人に達した。また、母子住宅は、三十年に佐賀市本庄町に佐賀母子住宅が設置された。

母子世帯は、生活保護受給、低所得の者が多く、母子福祉対策の充実や、独立自活体制の確立が要望されていた。県内母子家庭で構成する県みゆき会が二十五年七月に結成され、二十八年には県母子連盟と改称さ

れたが、母子福祉施策の充実を訴え続けた。県では、

県独自の対策として、二十六年三月県家庭生業資金貸付制度、翌二十七年には母子世帯生活資金貸付制度を設けるなど、母子家庭に対して事業資金・生活資金の貸し付けを行った。

さらに、母子家庭の生活等の相談に応じるため、二十六年十二月県単独で母子相談員制度を設け、各福祉事務所に相談員一〇人を配置した。この制度は、二十七年度は、児童養育・生活・結婚・就職等一、三八八件もの相談を記録するなど実績をあげたため、二十八年度からは、法律による設置職員として各都道府県に配置されることになった。

母子福祉資金 二十八年
と母子福祉法 四月、か

母 子 福 祉 資 金 貸 付 実 繕

種 别 年 度	事 业 開 始	事 业 継 続	修 学	技 能 習 得	修 業	就 職 支 度	療 養
昭28～37まで	908 40,072,000	1,301 39,503,000	5,038 58,320,600	20 199,500	175 2,830,600	241 3,400,000	0 0
38～40まで	972 48,612,000	1,465 50,203,000	6,855 9,386,1600	20 199,500	211 3,463,600	312 4,428,000	0 0
41～45まで	1,083 72,822,000	1,637 70,308,000	10,817 174,841,100	20 199,500	314 6,250,600	398 6,258,000	5 450,000
46～50まで	1,156 102,262,000	1,721 89,148,000	14,574 310,422,100	20 199,500	368 8,272,600	445 7,623,000	12 1,090,000

にて全国未亡人団体協議

会等から強く要望されて

いた母子福祉資金の貸付

等に関する法律が制定さ

れ、これによつて母子福

祉の総合的立法の端緒が

ひらかれ、母子世帯更生

の力強い推進力となつ

た。なお、同法制定に際

しては、本県みゆき会長

が厚生省幹部宅に泊りこ

むなどの熱心な陳情が効

を奏してゐる。

母子福祉資金貸付制度

は、事業開始資金・修学

資金等一種類があり、



県母子福祉センター 昭和40年4月設置

め、県母子福祉資金償還協力員制度を設けた。

三十九年七月には、母子福祉の総合的基本法として母子福祉法が制定され、母子福祉行政はいゝそゝ充実することになった。四十年四月には、母子家庭の念願であった県母子福祉センターが佐賀市赤松町鬼丸に工費一、二四八万円で完成、母子家庭に対して生業指導、生活相談等を実施し、母子家庭福祉向上の中心的役割を果たしている。

寡婦福祉資金と 四十四年十月に寡婦福祉資金貸付制度が創設された児童扶養手当 が、これは母子家庭の児童が二十歳に達した場合、

母子福祉資金の貸付対象から除外されるのを補うことにより、中高年齢の寡婦の福祉をはかるうとするものである。制度創設以来、五十年度末までの貸付実績は延べ人員五三三人・貸付総額一億一、七二九万円余となつてゐる。

三十七年一月には児童扶養手当法が施行され、所得保障制度で公的年金をうけられない、いわゆる生別母子家庭に児童扶養手当が支給されることになった。この児童扶養手当はその後、手当額の引き上げ・支給制限の緩和・支給対象の拡大など内容の改善がはかられた。三十七年度には、受給資格者は二、四五一人、二、〇〇〇万円余が支給された。

受給資格者は、四十年度から漸減傾向にあつたが、四十八年度から以後、三十三年度までは減少の傾向にあつたが、三十四年度から増加に転じ、五十年度は一、〇六〇件、七、九六二万円余となつた。また、修学資金・住宅資金の増加が目立ち、五十年度は修学資金五〇・一%、住宅資金二九・七%を占めている。制度創設以来、五十年度末までの貸付実績は延べ人員二万九七四人で、貸付総額七億一、八九〇万円余となつてゐる。三十三年十月には、これら貸付金の貸付対象の拡大と償還促進のた

付種別では事業開始と事業継続で全体の八六・六%を占めていた。その後、三十三年度までは減少の傾向にあつたが、三十四年度から増加に転じ、五十年度は一、〇六〇件、七、九六二万円余となつた。また、修学

資金・住宅資金の増加が目立ち、五十年度は修学資金五〇・一%、住宅資金二九・七%を占めている。制度創設以来、五十年度末までの貸付実績は延べ人員二万九七四人で、貸付総額七億一、八九〇万円余となつてゐる。三十三年十月には、これら貸付金の貸付対象の拡大と償還促進のた

二五四(四四・七%)、事故死別八七一(一七・三%)、離婚一、二九九(二

五・八%）となつており、三十七年の病死別五七・三%，事故死別七・四%，離婚一二・二%と比較してみると、病死別は減少し、事故死別、離婚による出現率が増加しており、母子世帯の収入は、月収五万円未満の世帯が半数を占める状態であり、生活水準は極めて低くなっている。

このような母子世帯の動向に対応する母子福祉の充実が強く望まれる。

(五) 婦人保護

婦人保護の沿革 戰後ににおいても遊廓等に身をおとした女性の保護は大きな社会問題であった。

売春の廃止は、本県出身の江藤新平司法卿が、ペルーの汽船マリア・ルース号の中国人奴隸解放事件を契機に、人身売買の根絶を決意し、明治五年十月に、當時としては画期的な「芸娼妓解放令」を出したことに端を発する。この解放令は、芸娼妓を前借金等の奴隸的拘束から解放するものであつたが、売春を禁止するものではなかつた。明治三十三年に娼妓取締規則が制定され、娼妓の登録制度、健康診断等の公娼制度が明確化された。また、警察の管轄事項として、風紀取り締まりや性病予防行政として行われた。

終戦とともに、二十年八月十八日の内務省警保局長通牒により、外国軍駐屯地の慰安施設として、戦時中休止状態にあつた営業者の再開を奨励した。また、社会的混乱から、生活のため自ら身を投じる女性も続出した。二十一年一月二十一日、占領軍の指令により公娼制度が廃止されたが、当時は、一般女子を守るために、遊郭等を「防波堤」とする考え方が強く、前借金契約や人身売買については取り締まりが強化されたが、売春そのものは貸座敷が特殊飲食店に名称を変更し、娼妓も芸妓や接客

婦に衣替えして、一定の地域に集めた集娼政策がとられた。

本県でも、二十一年四月二十七日には、各警察署で警察官立ち会いの上で前借金証書が焼かれた。また、同日佐賀警察署長は、管内の業者、娼妓を前に次のように述べている。

「一時は獎励しておりますながら、今回雇い女に対する借金が全部棒引きになるのは業者に対してまことに申し訳なく思つてゐる。解放された人々は帰郷しようと、営業しようと各自の自由にまかせるが、うまく話ができる、継続を希望するものに対しては、いつでも許可する」

しかし、集娼地帯以外の「やみの女」に對しては取り締まりが厳しく、同年八月末には、佐賀警察署管内の一斉検挙で、五六人が挙げられている。

このように、売春を温存した集娼政策に對して、宗教団体、婦人団体



前借金証書を焼く
(昭和21年4月 佐賀新聞)

等は売春処罰法制定運動を根強く継続した。転落した女性については、戦前からキリスト教婦人矯風会佐賀支部を中心に、救出活動が行われ、とくに、昭和七年一月の武雄町蓬来の改盛樓娼妓虐待事件は、あまりにも有名である。戦後も、再三にわたって、業者の手から逃れて救助を求める女性を救出している。

二十七年八月に県は風紀取締条例を制定し、売春行為の取り締まりを強化した。二十八年十月に、知事の諮問機関として設置された県婦人問題対策審議会は、こうした特殊婦人問題もとりあげ、婦人保護策についての審議や売春問題に対する婦人の啓発に寄与した。二十八年から二十九年にかけて、炭鉱不況の影響をうけて、炭鉱地帯で人身売買事件がひん発した。

三十年六月、全国的な売春禁止法制定促進運動に呼応して、同法制定促進委員会県支部が、県婦人連絡会、矯風会、炭婦協、労組婦人部など一三団体で結成され、禁止法の制定や、転落女性の保護策の充実を訴えた。三十年十月の最高裁の「人身売買の前借金契約の無効判決」は、多額の前借金に縛られ、身動きできなくなっていた女性の更生を勇気づけ、その年の前借金無効事件は二一件に達している。

このような運動の結果、ようやく三十一年五月に売春防止法が制定され、江藤新平が「金錢を以て芸娼妓の身を束縛するは、牛馬に対するの待遇なり、今之を解放せんとす、人類が牛馬に対して賠償を要求するの理ある可からず」と喝破して芸娼妓解放令を発して以来、実に八十五年ぶりに紅燈街の女性の解放が実現することになった。

売春防止法の実施 売春防止法は、施行期日が三十三年四月一日で猶予期間があること、売春の相手方となつた男性の処罰規定がないことな

ど、当時は「ザル法」といわれていたが、法の全面施行を前に、転落婦人の保護、更生対

策の確立が急がれ

た。売春禁止のた

めには、厳しい取

り締まりはもちろ

ん、婦人の転落防

止、転落婦人の更

生対策が必要であ

り、とくに、生活

苦から転落した者

が多いことから、

その更生対策には力が入れられた。

三十一年十一月には県下に四人の婦人相談員が誕生し、十二月十日には転落婦人の総合的保護更生対策を推進するため、県婦人保護対策連絡協議会（三十三年十月一日には売春防止対策県本部に発展解消）が組織された。翌三十二年九月一日には婦人相談所が開設され、翌三十三年一月には庁舎および一時保護所が佐賀市水ヶ江町に設置され、同年二月には婦人保護施設として県婦人寮が佐賀市赤松町鬼丸に完成した。

また、婦人更生資金貸付制度が創設され、生業、就職支度、技能修得等の更生資金が貸し出された。婦人団体も、一円募金運動を行い、当初



赤線の廃止（昭和13年3月 佐賀新聞）

建設の予定がなかった婦人寮の建設促進や、「純潔金庫」を設けて、独自の貸し出しを行うなど、側面から協力した。

こうした保護施策の充実、警察当局の厳しい取り締まりや、盛り上がりに国民世論の前に、転廻業が続出し、業者自体の理解や、警察本部の指導もあり、三十三年四月一日の法の施行をまたずに、二月末日いつせに二二六軒の営業者、九八〇人の従業員が転廻業届けを出した。業者は主として旅館、料亭、食堂、賃間業、芸者置屋等に転業していった。

従業員については、婦人相談所、婦人相談員等が相談に応じ、帰郷、就職、自営、疾病者に対する医療費の給付等の解決をはかった。要保護者については、一時保護所に収容し、観察等を行うとともに、指導、助言、他機関への移送等を行い、落ちつき先のない者は、婦人寮に収容し

区分	年度	32年度	35	40	45	50
生活相談		95	119	81	123	125
就職自営	〃	105	78	105	214	140
住宅	〃		14	23	62	52
帰郷相談	101		4	4	1	2
他の資金借受		18	27	116	130	115
財産相談			3	22	16	13
医療相談	精神病		3	4	25	17
	性病	2		2	1	2
	妊娠	14	10	9	7	17
	その他の疾病	16	19	41	44	41
精神薄弱家出など		1	3	10	12	34
男性関係		2	6	27	18	9
夫婦間の問題		1	39	73	172	130
児童の	〃	3	41	40	124	66
その他の家族	〃	1	33	39	111	115
結婚	〃	22	7	29	36	52
施設収容	〃	17	9	28	17	43
雇主との相談		30	12	21	5	11
更生保護相談		19	70	37	29	27
その他の		10	33	62	72	125
計		457	530	773	1,219	1,136

て自立更生をはかった。

婦人相談所の相談業務の推移をみると、設立当初の三十二年には、相談件数四五七件のうち三四三件（七五%）が転落女性であり、数年間は売春事犯送致者の生活相談、保護更生対策が主体であったが、最近は、一般家庭婦人の相談が目立っている。

五十年度は、一般女性六九・七%、転落のおそれがある者二一・四%、転落していた者八・九%であり、とくに、経済的要因からくる生活就職相談が多く、社会の実情を反映して、夫婦間の問題、家族間の問題等の相談が急増している。

(六) 精神薄弱者福祉

精神薄弱者 精神薄弱者福祉事業は、戦前は、生活

福祉の推移 困窮者対策として行われてきた。二十

二年に児童福祉法が制定され、精神薄弱児については児童相談所の相談、判定、指導や、児童福祉施設への入所等の対策が講じられていた。

二十八年に至って、社会や家庭において十分な保護が行われていない精神薄弱児者について、中央青少年問題協議会が精神薄弱児対策基本要綱を策定し、意見具申を行い、これによって、実態調査・特殊教育の振興・施設の充実が行われることになった。

とくに、成人化してゆく精神薄弱者対策の充実について社会の関心が高まり、三十五年三月に精神薄弱者福祉法が制定され、精神薄弱者の保護・更生について

の総合的援護対策が実施されることになった。

本県でも、三十五年十月、相談・判定・指導機関として、県精神薄弱者更生相談所が佐賀市神野町（天神）に設置され、また、福祉事務所に精神薄弱者福祉司が配置された。さらに、四十三年七月には精神薄弱者相談員制度が創設され、

関係機関との業務の円滑化や、相談・助言・指導体制を強化した。

精神薄弱者福祉対策は、
①社会復帰が困難な重度の障害者を長期間収容保護することにより、生活の安定と家族の負担軽減をはかる終生保護と、②障害者に対して独立自活に必要な生活指導・職業訓練を実施し、将来、社会復帰させることを目的とする更生施設、授産施設および職親委託制度による援護指導が実施された。
三十六年二月の調査による精神薄弱児者は、一、〇三五人であったが、四十三年七月現在の県単独の実態調査によると、精神薄弱児者は四、〇三七人、このうち精神薄弱者は一、四四六人と増加が目立っている。
また、精神薄弱児者に対して一貫した指導相談を行うとともに、各種

精神薄弱者福祉施設の現況

昭和51.4.1

種施設	別名	所在地	設置者	経営者	認可年月日	定員
精神薄弱者援護施設	九千部学園 富士学園 佐賀コロニー	鳥栖市原古賀町 富士町内野 大和町川上	県 (社福)めぐみ厚生センター 県	左同 左同 左同	昭37.6.30 41.12.23 46.1.1	70 80 320
	計					470
精神薄弱者運動療	九千部寮 金立寮	鳥栖市原古賀町 佐賀市金立町	県 県	県 県	精神薄弱者会 精神薄弱者会 県育成会 県育成会	30 20 50
	計					

の援助措置をうけやすくするため、障害の程度別に療育手帳の交付を実施しているが、五十年度現在一、七九二人がその交付をうけている。
精神薄弱者精神薄弱者の収容施設としては、生活保護法による教護援護施設施設である県立日の隈寮と民間立のしみず園が三十八年に開設されたが、県では、それに先立ち、軽度・中度の精神薄弱者専門の更生施設として、三十七年四月に鳥栖市原古賀町に県立九千部学園を創設した。

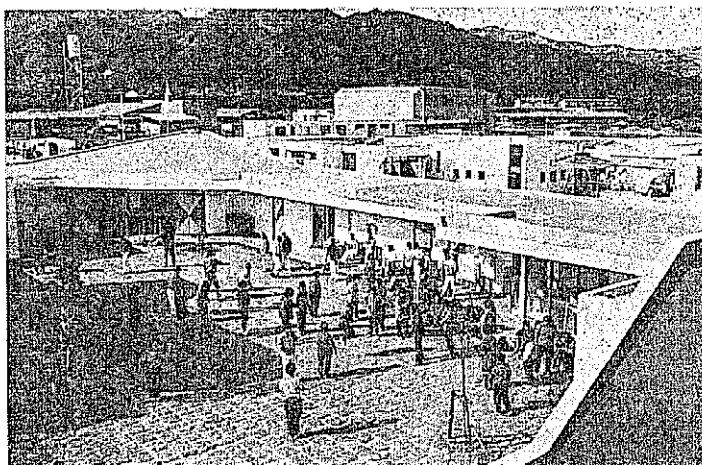
入園期間が三年であることや、県下ではじめての施設であることなど、当初は不安ももたれたが、生活訓練・職業訓練が実を結び、五十年度までの退園者二七八人のうち一六一人の就職を見るなど、大きな成果をあげた。

その後、精神薄弱児施設を卒園し、成人となる者の増加に対応し、四十一年十二月には、富士町に社会福祉法人めぐみ厚生センターにより、富士学園（定員八〇人）が設置された。

四十四年五月には、全国で公立としてははじめての精神薄弱者の運動寮として、県立九千部学園の構内に県立九千部寮（定員三〇人）を創設し、施設退所後の就職の社会適応促進をはかり、さらに、五十一年四月には佐賀市金立町に県立金立寮（定員二〇人）を開設した。

県では、四十三年七月、県内の民生委員・児童委員の協力を得て、県内精神薄弱者の実態調査を実施し、その結果に基づき、精神薄弱者の一貫性のある福祉を推進するため、四十三年度から五か年計画で、総工費四億六、三〇〇万円で九州初の精神薄弱者総合援護施設県立佐賀コロニーの建設に着手した。

九州の嵐山といわれる大和町川上峡の近くに四十六年一月設置された



県立佐賀コロニー 昭和46年1月設置

同コロニーは、敷地約八、五〇〇m²、収容定員三二〇人で、施設内部をひとつのコミュニティとしてとらえ、軽度棟、中度棟、重度棟、体育館、グラウンド、プール、機能訓練室、授産棟、農場などを配置し、入所者の孤立感をなくし、開放感と連帯感をもたらせるための工夫をこらしている。精神薄弱者としてハンドディを背負わされた入所者が、長期間あるいは終生の生活の場として、また自立更生の訓練の場として、楽しく明るく集団生活を送っている。とくに、地域社会に密着した生活を配慮し、さらには、人間尊重の精神にあふれた共同社会実現への努力が積み重ねられている。

(七) 老人福祉

老人福祉法の施行 三十八年七月老人福祉法の制定によって、老人福祉対策は画期的な進展をみるとなった。

老人福祉法制定までの老人のための施策としては、戦前の恤救規則、

救護法による救護、戦後の生活保護法による扶助や養老施設への収容保護、厚生年金保険法・国民年金法等の公的年金制度による老齢年金給付等があるが、老人福祉法の制定によって、老人福祉の向上をはかるための施策が総合的、体系的に推進されることとなつた。

我が国の老人問題は、老齢人口の増加と家族制度の崩壊、親族の扶養意識の減退、核家族化の進行、産業構造の変化、住宅事情の窮迫等でますます厳しいものとなり、複雑化を増してきた。

老齢人口の推移をみると、本県では全国平均を上回り、五十五歳以上の者が、二十五年では、全国四・九%に対し五・二%、三十五年には全国五・七%に対し六・三%、五十年には二十五年の二倍強となり、全国九・六%に対し一〇・七%で、さらに大きく増加の傾向にあつた。

一方、平均寿命の推移をみても、医学や医療技術の進歩、公衆衛生の発達に加えて、出生率の低下、結核等の死亡率の改善と相まって急速に伸び、老齢人口は、絶対的にも相対的にも増加の一途をたどり、国民の老人

区分 年	老人人口の推移					
	佐賀県		国			
	総人口	65歳以上人口	比率%	総人口	65歳以上人口	比率%
昭和25	945,082	48,957	5.2	83,200	4,109	4.9
30	973,749	53,930	5.6	89,276	4,747	5.3
35	942,874	59,854	6.3	93,419	5,350	5.7
40	871,885	68,169	7.8	98,274	6,181	6.3
45	838,442	77,725	9.3	103,720	7,335	7.1
50	837,674	90,026	10.7	123,749	11,909	9.6

問題への関心はとみに高まり、老人福祉対策が強く要請され、老人福祉法を成立させるに至った。

この法律の目的は、これまで必ずしも明確でなかつた老人福祉に関する理念を規定することによつて、老人福祉に関する国・地方公共団体の施策、老人・一般国民の心構えについて指標を与えるとともに、老人に対し、その心身の健康の保持と生活安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉をはかるうとするものである。

本県では、三十九年策定した厚生行政五か年計画において、老人福祉対策を重要な柱として、福祉制度の充実と老人福祉施設の整備をはかるとともに、四十五年七月には、県内民生委員の協力のもとに老人実態調査を実施し、その調査結果に基づき、保健医療対策、在宅福祉対策、生きがい対策、老人福祉施設対策の充実強化をはかった。

保健医療対策 老人は一般に疾病に対する抵抗力が弱く、罹病率が高い。しかも、老人性疾患は慢性疾患で、長期の経過をたどる者が多い。にもかかわらず、一般的に症状の無自覚、経済的制約、心理的原因から、健康診断や医療を回避する傾向が強い。

このことは、四十五年七月の実態調査でもうかがえる。すなわち、病気をしている老人は、全老人（七万四、五三七人）の約三〇%を占める二万二、四二九人で、治療をうけていない者が病気をしている者の七・八%にあたる一、七三一人いる。治療をうけていない理由は、医療費への不安、病気への不安等となつていて。

△健康診査▽

本県では、三十八年度から傷病の早期発見を通じて、老人の健康を保持するための老人健康診査を開始し、初年度は一般診査八、二〇八人、

精密診査一、

九六八人であ

ったが、五十

年度には一般

診査一万七、

七六八人、精

密診査二、六

四〇人と受診

人員も増加

し、老人の疾

病予防と早期

発見、事後の

療養指導に大

きな成果を挙

げた。

△老人性白内障手術▽

老人性白内障で視力を失つた老人のうち開眼手術が可能な者に対し、四十五年度からその手術費を公費で負担し、五十年度までに二〇三人の開眼手術がなされ、視力障害の老人への大きな福音となつた。

△高齢者医療費助成▽

本県では、老人の医療費の自己負担を軽減して受療を容易にするため、四十六年十月から国に先がけて七十五歳以上の老人の医療費について、所得制限なしに本人負担が一〇%ですむように、県と市町村で医療

老人医療費助成実施状況						
老 人 医 療 費 助 成 実 施 状 況	年 度	対象人員	対象延人員	事業費	備考	
					千円	48年1月より実施
老人医療費助成実施状況	昭和47年度	53,221人	64,131人	191,128		
	48	51,747	517,764	1,721,836		
	49	52,317	598,657	2,449,288		
老人医療費助成実施状況	50	53,513	672,499	2,911,050		
	昭和46年度	25,326	28,841	53,745	46年10月から実施	48年1月の該当しないものにて実施
	昭和47年度	75才以上 4月～12月 1,993	109,394	222,436		
県費助成による老人医療助成実施状況	70才以上 1月～3月	1,381	4,565			
	48	1,777	11,956	48,000		
	49	2,360	13,793	62,542		
県費助成による老人医療助成実施状況	50	2,101	15,963	71,676		

費の助成を始めた。

四十八年一月から老人福祉法の一部改正により、国の制度として七十歳以上の老人の医療費の無料化が実施された。また、四十八年十月からは、六十五歳から六十九歳までの寝たきり老人についても、老人福祉法による医療費の無料化がはかられることになった。

しかし、これらの国の制度は、所得制限があるため、県においては、四十八年一月から七〇歳以上の所得制限のある者、また、四十八年四月から国に先がけて六十五歳から六十九歳までの寝たきり老人で所得制限のある者を含めて、市町村と協力して費用を負担して、完全無料化を実現した。五十年度の、国の制度による者は五万三、五一三人、県と市町村の負担額はそれぞれ四億八、四八二万円余であり、単独助成分は二、一〇一人、県と市町村の負担額はそれぞれ三、五八三万円余となっている。

在宅福祉対策 従来の老人福祉対策は、低所得層を対象とした施設収容対策が中心であった。しかし、慣れ親んだ家庭や地域社会で老後の生活を送ることを望む老人が多い。四十五年の実態調査でも、在宅の寝たきり老人が県下に三、四〇七人（全老人の四・六%）、ひとり暮らし老人は四、七五一人（全老人の六・四%）となっている。

この調査では、寝たきり老人のうち、介護人のいない者、家庭奉仕員の派遣を希望している者、特殊寝台を希望している者が多数存在し、また、老人専用の居室を持たない者等も判明した。これらの実態をふまえて、在宅老人の福祉対策が講じられることとなつた。

△寝たきり老人対策▽

三十八年度から老人家庭奉仕員制度を設け、多久・武雄の両市に各一

人の設置をみ、その後次第に増員され、五十年度までに四八市町村に八人が配置された。これは、心身上の障害があり、かつ、日常生活を嘗むのに支障がある低所得の老人家庭を訪問して、老人の日常生活の世話ををするもので、一人当たりおおむね六世帯を担当し、一世帯・週二回以上訪問して、寝たきり老人の身の回りの世話をする制度である。

そのほか、三十八年度から訪問健診、四十四年度から特殊寝台等の日常生活用具の貸与、さらに、県独自で、四十六年度から紙おむつの支給を実施している。

△ひとり暮らし対策▽

ひとり暮らし老人の福祉をはかるため、四十六年度から一時的な疾病の際の介護人の派遣、老人クラブ会員による週一回以上の友愛訪問を発足させ、四十八年度からは県単独のテレフォン（インターフォン）貸与を開始、また、四十九年度からは老人福祉電話の設置を行つてている。

そのほか、四十六年度から老人の専用居室を整備するための資金を有利かつ長期で貸し付け、また、四十七年八月から在宅老人を対象に、特別養護老人ホームで行う老人機能回復訓練事業に対する助成を行つている。

生きがい対策 国民の平均寿命の伸長や定年退職などで、健康な老人の増加が目立つており、老人の生きがい対策が大きな課題となつてきている。

老人クラブは、地域の老人が自主的に集まり、健康の増進、知識の向上、レクリエーション、社会奉仕活動を通じて地域社会との交流をはかり、老後の生活を豊かなものにしようとして生まれたものである。三十一年九月二十六日、佐賀市材木町佐賀劇場で、県下の老人クラブ会員等



昭和36年9月 県大人会 老人会 計賀二回目

約八〇〇人が参加して、第一回県老人大会が開催され、老人クラブの全県普及と地域相互の連携をスローガンに、その推進について協議がなされた。三十八年度からは、老人クラブに対する助成が行われるようになってから急速に組織化が進み、当時一八五クラブ・一万七、一八九人・加入率一七・一%から、五十一年度には一、一一三クラブ・六万二、四六九人・加入率五〇・八%と飛躍的に増加し、それぞれ地域の特性に応じた活動が行われている。

老人就労対策として、四十四年度から各市に老人就労相談所が設けられ、さらに四十八年度には、県社会福祉協議会に高齢者無料職業紹介所が開設されて、健康な老人の就労相談・あつ旋や職業紹介が行われている。

花つくりにより、健康保持と明るい生活を楽しんでもらうため、県単独事業として四十六年度から佐賀市・唐津市をモデルに、休耕田を利用した花つくり事業を実施した。四十九年度からは、これを行う市町村に対して助成を行った。

老人スポーツは、健康の増進と生きがいを高め、社会活動への参加意

約八〇〇人が参加して、第一回県老人大会が開催され、老人クラブの全県普及と地域相互の連携をスローガンに、その推進について協議がなされた。三十八年度からは、老人クラブに対する助成が行われるようになってから急速に組織化が進み、当時一八五クラブ・一万七、一八九人・加入率一七・一%から、五十一年度には一、一一三クラブ・六万二、四六九人・加入率五〇・八%と飛躍的に増加し、それぞれ地域の特性に応じた活動が行われている。

老人福祉施設の整備
老人福祉法による老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターがある。老人福祉法の制定で、これらの施設の整備・入所措置が明確化されたことにともない、本県では、三十九年に十五年に策定した厚生行政五か年計画および四十五年に策定した新長期総合開発計画で、老人福祉施設の整備を重点的に推進することとし、市町村・民間篤志家の協力を得てその実現に努めた。

老人実態調査の結果により、養護老人ホームと特別養護老人ホームへの入所希望が多いことから、とくに、特別養護老人ホームに重点を置き、これを設置する社会福祉法人には特例補助の制度を創設するなどの措置を講じた結果を促進する上で効果が大きい。本県では、四十七年十月に県単独で第一回老人スポーツ大会を開催し、明治青年の意氣を示した。四十九年度から国の補助もることになり、年々盛んになってきている。

老人福祉施設の整備
老人福祉法による老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターがある。老人福祉法の制定で、これらの施設の整備・入所措置が明確化されたことにともない、本県では、三十九年に十五年に策定した厚生行政五か年計画および四十五年に策定した新長期総合開発計画で、老人福祉施設の整備を重点的に推進することとし、市町村・民間篤志家の協力を得てその実現に努めた。

老人福祉施設の推移

区分	養護老人ホーム			特別養護老人ホーム			軽費老人ホーム			老人福祉センター	施設数
	施設数	収容定員	収容人員	施設数	収容定員	収容人員	施設数	収容定員	収容人員		
昭和38年度	7	546	479				1	60	60		1
40	7	571	595				1	60	60		5
45	10	801	852	2	140	154	1	60	60		10
50	11	851	925	9	590	647	2	120	120		

果、その整備は順調に進んだ。

△養護老人ホーム▽

これは、身体的・精神的・環境的および経済的理由で、自宅で養護をうけられない六十五歳以上の者を対象とする施設である。老人福祉法施行前は、生活保護法による養老施設として、大正六年に佐賀仏教婦人会の付属事業で佐賀市与賀町に開設された佐賀養老院（三十年佐賀市金立町に移転して、佐賀向陽園と改称）と、三年に僧侶小佐々ツテが藤津郡五町田村（塩田町）に開設した済昭園の二施設と、戦後は、二十三年伊万里町（伊万里市）に設置の伊万里向陽園、二十七年基山町に設置の寿楽園、二十八年朝日村（武雄市朝日町）に設置の杵島向陽園、三十六年唐津市に設置の松風園、三十八年多久市に設置の多久市恵光園の五施設があつたが、老人福祉法の施行とともに養護老人ホームに切り替えられた。

その後、四十一年厳木町に寿光園、四十二年小城町に松尾山大成園、四十三年北茂安町に南花園、四十七年呼子町に延寿荘が設置され、五十年度末には、一一施設・定員八五一人となっている。

△特別養護老人ホーム▽

これは、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護をうけられない者で六十五歳以上の者を対象とする施設である。四十二年三月に社会福祉法人聖母の騎士会によって、県下で初めて、ロザリオの園が大和町に開設された。その後、四十四年鳥栖市に真心の園、四十六年には、鹿島市に好日の園、基山町に寿楽園、四十八年北波多村にちぐさの、四十九年には唐津市にめずら荘、西有田町にくにみ、上峰村に陽気園、五十年白石町に歌垣の園と設置が相次ぎ、

五十年度末には九施設・定員五九〇人となっている。

△軽費老人ホーム▽

無料または低額な料金で老人を収容し、給食その他、日常生活の便宜を供与する施設である。三十八年に眞立いづみ荘が定員七〇人で嬉野町に設置され、四十九年には九州で初めての自炊式の軽費老人ホーム（B型）として、寿楽荘が定員五〇人で唐津市に設置された。

△老人福祉センター▽

無料または低額な料金で、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、

健康の増進、教養の向上、レクリエーションの

ための便宜を総合的に供与する施設である。四十

年唐津市に建設されたの



県立軽費老人ホーム「いづみ荘」（嬉野町） 昭和38年4月設置



昭和39年9月
敬老の日訪問者高齢者の事

に、それぞれ設置され、
五十年度末には県下に一
二か所、利用人員二、三
九〇人となっている。

敬老の日行事 二十六

年に県・県社会福祉協議

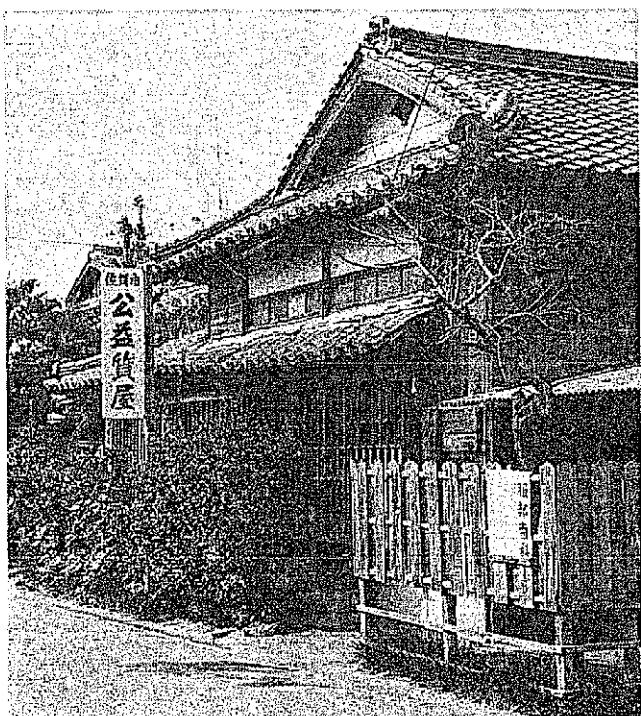
会の主催で、長老敬愛の
思想の高揚普及をはかる
ため、九月十五日を「と
しよりの日」と定めて、

県下各地で最高齢者慰問
などの行事をくりひろげ
てきた。その後、この日
が国民の祝日として「敬
老の日」と指定され、こ
の日から一週間を老人福祉週間とするなど、全国的に行事が展開される
ことになった。

本県では、さらにこの行事を盛り上げることとし、老人福祉大会の開催、老人の趣味の作品展、高齢者慰問、敬老祝金の支給など、多彩な行事をくりひろげて、老人福祉に対する県民世論の醸成に努めている。

(八) 低所得者の福祉

生活保護を受けるほどではないが、これと大差のない程度の生活を営んでいる低所得世帯は、ひとたび失業、疾病その他の事故があれば、直



公益質屋（佐賀市）

ちに被保護世帯に転落するおそれのある不安定な生活を送っている。わ
が国の経済の驚異的な発展にもかかわらず、低所得世帯は依然として減
少せず、本県では炭鉱閉山によりさらに増加する傾向を見せた。

これら低所得者の自立更生促進をはかる事業として、県は、戦前から
の公益質屋、戦後は世帯更生資金貸付制度、心配ごと相談所、消費生活
協同組合事業を推進してきた。

公益質屋 昭和二年公益質屋法の施行に基づいて、市町村または社会
福祉法人が設置經營する公益質屋は、比較的簡便に、しかも低利で、資
金の融通をはかるれる庶民金融機関として古くから利用され、低所得者
対策の一環としての役割を果たしてきた。

戦前からの佐賀市公益質屋（三年四月）、唐津市刀町公益質屋（八年三月）に次いで、戦後は、有田町公益質屋（二十四年十二月）、唐津市西唐津町公益質屋（二十七年八月）、大町町公益質屋（二十九年十一月）が設置され、三十六年度には八か所にのぼった。

近年は、生活水準の向上、社会保障制度の充実等により利用者も減少の傾向にあり、貸付金額も年々減少し、五十年度末現在では佐賀市公益質屋の一か所となっている。

世帯更生資金 要援護者の防貧と自立更生をはかるため、二十七年から全国の民生委員・児童委員は自主的に世帯更生運動を展開した。この運動を助長し、効率的な低所得者福祉をはかるため、三十年に世帯更生資金貸付制度が創設された。この制度の内容は、低所得者に対する、生業・支度・技能修得資金を低利で貸し付け、並行して民生委員・児童委員が自立更生のための指導援助を行い、一般の生活水準まで引き上げようとするものである。

この制度は、県社会福祉協議会が貸付業務を行ない、原資は国・県が全額補助をして発足することになった。当時、県財政が極度にひつ迫していたため、国庫補助受け入れのための裏付財源一〇〇万円のねん出に窮り、国庫補助返上、制度創設見送りもやむを得ない事態になつた。しかし、この運動を展開する民生委員・児童委員から自主的な拠出金の寄付を受け、ようやく、三十年末に国庫

戦前からの佐賀市公益質屋（三年四月）、唐津市刀町公益質屋（八年

補助を受け入れて事業が開始された。

その後、県財政の好転とともに、貸付制度は次第に整備拡充され、三十六年度には、資金の種類も発足当初の生業資金・支度資金・技能修得資金・修学資金・療養資金・災害援護資金の七種類となつた。さらに、四十七年度には福祉資金を加えて八種類に拡大されるとともに、貸付限度も大幅に改善され、低所得世帯の防貧と自立更生対策の中核的存在となつて、五十年度末の貸付原資は、六億五、九六三万円、貸付件数一

資金別	年度別				
	昭30～39年度		40年度まで	45年度まで	50年度まで
更生資金	件数 金額	1782 89,703,000	2030 115,617,000	3156 294,503,000	3786 486,215,000
身体障害者更生資金	件数 金額	174 12,718,000	220 17,523,000	525 71,924,000	825 169,159,000
生活資金	件数 金額	39 1,063,000	40 1,090,000	56 1,609,500	72 2,838,500
福祉資金	件数 金額				81 4,787,000
住宅資金	件数 金額	310 22,825,000	481 38,795,000	1544 184,735,000	2668 499,159,000
修学資金	件数 金額	458 19,125,000	921 34,858,000	2916 107,259,000	4790 211,137,500
療養資金	件数 金額	303 10,771,000	374 14,585,000	738 44,172,000	998 73,351,000
災害援護資金	件数 金額	299 24,120,000	299 24,120,000	608 55,831,000	690 68,351,000
計	件数 金額	3,365 180,325,000	4,365 246,588,000	9,543 760,038,500	13,910 1,514,998,000

万三、九二〇件、貸付額一五億一、四九九万八千円となつてゐる。

そのほか、一般の融資機関から借り入れが困難な低所得世帯・身体障害者・母子世帯等が、生活上一時的に緊急な少額の資金を必要とするときの貸付制度として、市町村が実施する福祉資金がある。県は、この原資の半額を四十二年度までに一、六二〇万円助成した。

心配ごと相談所 心配ごと相談所は、市町村社会福祉協議会が設置し、民生委員・児童委員や地域の有識者が相談員となって、地域住民の悩みごとなどを聞き、相談に応じて適切な指導助言を行ない、住民の生活向上と社会的向上をはかり、社会的悲劇を未然に防止しようとする民間福祉サービス機関である。

この事業の費用は、三十五年度から国庫補助が行われることになったが、本県ではこれより先に、三十四年度から低所得世帯に対する積極的な厚生施策として、北部福祉事務所に自立更生相談所を開設した。三十五年度には国庫補助対象の相談所が、佐賀市・唐津市・神埼町の三か所に設置され、その後、次第に相談所の数は増加し、五十年度末現在では三五市町村の社会福祉協議会に設置されている。

相談の内容は、生活苦・仕事・健康・家庭不和・児童福祉・老人福祉等、複雑多岐にわたり、相談所内での解決・指導や他機関等に対する紹介により解決がなされている。五十年度の年間相談件数は二、九六二件となつてゐる。

消費生活協同組合 二十三年七月、国民の自発的な生活協同組織で生活の安定をはかることを目的とする消費生活協同組合法が制定され、その年の十二月に唐津市東松浦郡消費生活協同組合が設置された。二十四年には県学校生活協同組合・佐賀市消費生活協同組合・協楽園消費生活

協同組合・西唐津生活協同組合、二十五年には県連合婦人会生活協同組

合・消費生活協同組合港湾共済会・川副生活協同組合が設立される等、二十六年度末には地域生協七か所、職域生協三か所の計一〇か所に達した。しかし、その後は横ばいなし減少の傾向を示している。

最近では、四十七年一月に佐賀市民生活協同組合が設立され、五十年度末における生協は、地域生協が七組合、職域生協が二組合あり、組合員総数は一七万四、三二一人となつてゐる。そして、ここ数年の物価高や住宅不足等の、国民生活の不安定要素を県民が自発的に解決してゆく組織として、今後も生協活動は主要な役割を占めてゆくものと思われる。

(九) 福祉事務所

福祉事務所の設置 二十一年の生活保護法制定に伴う生活保護制度の確立をはかるため、行政組織の整備がすすめられることとなつた。二十六年の社会福祉事業法の制定で、町村の生活保護事務は県に移管され、福祉事務所が社会福祉行政の中核的現業機関として設置されることになった。同年十月一日各地方事務所の庁舎内に、各郡を福祉地区とする、佐賀・神埼・三養基・小城・東松浦・西松浦・杵島・藤津の八か所の県福祉事務所が発足し、佐賀・唐津の二市にも福祉事務所が設けられた。

二十九年から町村合併が進められ、同年に鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市の新市が誕生し、各市に福祉事務所が設置された。これに伴い、新市に属することになつた旧町村地域の保護事務は、県から市に移管された。二十九年十一月三十日には、地方事務所等出先機関の統廃合により、県福祉事務所は、中部・東部・北部・西部・南部の五福

祉事務所になり、さらに四十年六月には、出先機関の整理統合の一環として、現在の中部・北部・西部の三福祉事務所となつた。

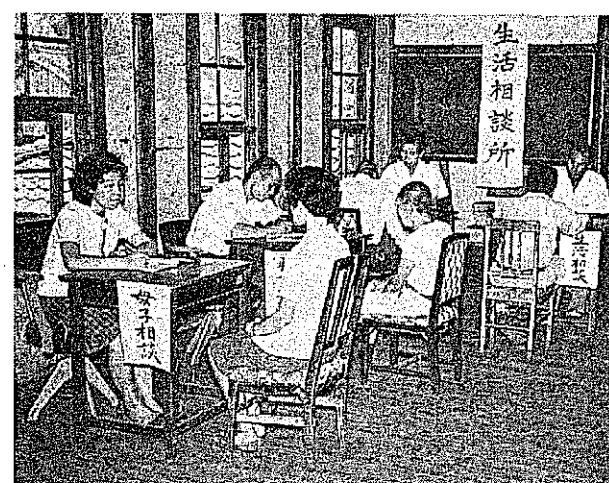
福祉事務所の業務 発足当初の福祉事務所の福祉行政は、生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法の福祉三法に関する事務を所掌していたが、そのうちでも生活保護行政が大部分を占め、児童福祉法および身体障害者福祉法行政は少なく、生活保護事務所の色彩が強かつた。その後、精神薄弱者福祉法・老人福祉法・母子福祉法の制定に伴い、福祉六法を所掌することとなり、今日では、福祉六法に定める援護・育成・更生の措置のほか、必要に応じ、社会福祉事業法・民生委員法・災害救助法等、広く社会福祉全般に関する事務をつかさどつてゐる。

福祉事務所には、所長、査察指導員、現業員等が配置され、このうち、

要保護者のケースワーカーを行つ現業員は、その仕

事がとくに重要であるため、専門的な知識と技術

を備えた社会福祉主事の資格をもつものでなければならぬ」とされてい



福祉事務所の移動生活相談 昭和36年7月

活動保護事務に偏重してい

たが、今日では、福祉六法にまたがる幅広い分野で、キメ細かい現業活動

を展開している。

(4) 民間社会福祉活動

民生委員制度 民生委員制度は、大正六年に岡山県で救貧対策を行うため、社会奉仕の精神に富んだ民間の篤志家としての濟世顧問制度を創設したのが発端である。翌七年に大阪府に同種の方面委員制度が生まれ、評価されることとなつた。その後、各県に同制度が相次いで設置され、本県でも、大正十三年に県社会事業協会によって二六八人が委嘱されている。昭和十一年には方面委員令が制定され、従来の任意的制度から法的制度になつた。

二十一年九月民生委員令によつて、方面委員は民生委員と改称、翌二十二年には児童福祉法の制定で児童委員を兼ねることになり、児童福祉にも大きな役割を果たすことになった。

知事の質問に答申

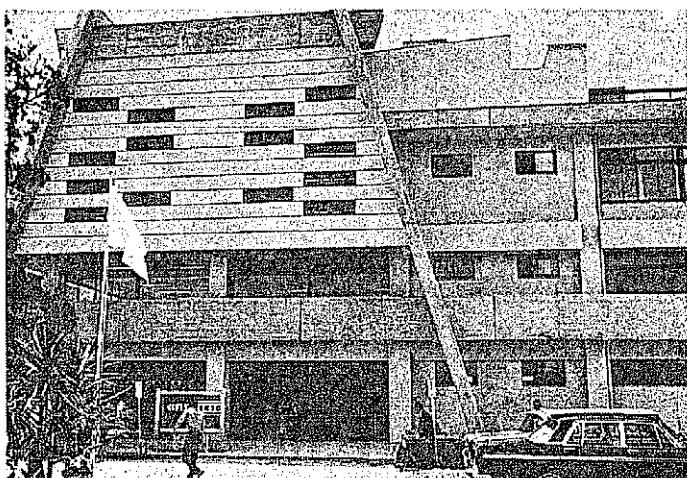
民生委員は、旧生活保護法時代には生活保護事務に関し、市町村の補助機関として、対象者の発

見、調査、保護内容の判定、保護開始後の生活指導等、各般にわたつて補助的機能を果たしていた

が、生活保護の運用にも専門性が強く要請されるようになり、二十五年の



第1回県民生委員・児童委員大会(昭和24年4月 佐賀新聞)



昭和41年6月完成 県社会福祉館

法改正により社会福祉主事等の専門職員が設置されることとなつたため、民生委員の性格も、民間社会事業家としての協力的役割を果たすものに変化していった。

本県の民生委員は、発足当初の二十一年度は一、一五九人であったが、二十三年四月一日には、

民生委員法の制定に伴い全国一斉に改選が行われた。改選に当たっては、

従来、名譽職として老齢

者が多かったのを改め、新時代に即応する方針をとり、三十歳から五十五歳までが大部分となつた。婦人委員の進出もめざましく、総数一、五七五人のうち三六九人（二三・四%）を占めた。

二十四年四月十五日には、佐賀市公会堂で第一回県民生委員・児童委員大会が盛大に行われ、民生委員としての自覚と責任感をもつて、民生安定のためにその礎石となって、社会の要請に応えるなどを決議し、今後の健闘を誓った。

その後の民生委員数は、同年度は一、六一九人であったが、二十五年度からは一、五五〇人程度と推移、五十年度は一、五七五人である。女

性の進出も目立ち、五十年度現在は二六・七%を占めている。

民生委員の活動は、社会奉仕の精神をもつて保護指導に当たり、社会福祉の増進に努めるものとされ、要保護者の保護指導や社会福祉関係行政機関、施設等との連絡や協力に努めることとなつた。以来今日まで、民生委員は時代の要請に応じて活動を開拓してきた。とくに、二十七年大津市で開催された第七回全国民生委員児童委員大会において、「世帯更生運動申し合わせ」が決議され、一委員が少なくとも一世帯を自立更生させることを目標に、この運動が推進されることとなり、本県でも大きな効果をあげた。三十年の本県世帯更生資金貸付制度創設に際しては、自主的拠出により、その促進をはかり、設立後も貸し付けや事後指導に努め、低所得者の福祉に貢献している。

また、各種の調査活動を継続的に実施しているが、とくに、四十三年の県内身体障害者実態調査、同年の県内精神薄弱者実態調査、四十五年の県内老人実態調査にあたっては、県の委託をうけて綿密な実態調査とニード調査を行い、その後の県の福祉施策の展開のための貴重な基礎資料を作成した。

さらに、自主的な調査活動として、四十九年には新しい分野の、父子世帯実態調査を行うなど、精力的な調査活動を続けるとともに、これら の実態に対応する地域ぐるみの福祉活動の中核となつて推進している。

社会福祉協議会 二十六年に公布施行された社会福祉事業法により、公私社会福祉事業の一元かつ組織的活動の推進母体として、社会福祉協議会が設置が法制化された。

同年七月に県社会福祉協議会が設置された。当初は任意団体として組織されたが、これを法人化して一層社会福祉事業の推進と協力体制の強

化をはかるため、二十八年四月、社会福祉事業法による社会福祉法人に組織替えを行い、事務所を佐賀市神野町に置いた。この法人設立と同時に、その前身として二十五年八月に設立された財団法人社会福祉事業協会、(一十七年五月社会福祉法人に組織変更)、児童福祉協会、民生委員連盟の三団体は発展的に解消された。

県社会福祉協議会は、県内の社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進することを目的として、社会福祉事業についての連絡・総合計画・

調査研究・指導・広報宣伝、地区・市町村社会福祉協議会の連絡調整、社会福祉施設や社会福祉奉仕者との連絡・育成等を行うこととされている。

その具体的事業としては、低所得者のための世帯更生資金の貸付事業、心配ごと相談事業、地区・市町村社会福祉協議会の育成、ボランティア活動の推進と県社会奉仕活動指導センター(ボランティアセンター)の運営、民間社会福祉事業従事者の福利・厚生・研修、高齢者無料職業紹介事業、老人・児童・心身障害児者の福祉対策、各種大会・研修会の開催、法外援助等のほか、佐賀向陽園・伊万里向陽園・佐賀母子寮・県婦人寮・聖華園の県立五施設の委託経営等広範囲におよんでいる。

四十一年には、佐賀市鬼丸町に県社会福祉会館を建設してここに移転、社会福祉関係団体とともに入居して、名実ともに県下における民間社会福祉活動の拠点となっている。

また、県下には、中部・北部・西部に地区社会福祉協議会、全市町村に市町村社会福祉協議会が設置され、県社会福祉協議会と連絡を密にして、それぞれ社会福祉活動を進めている。とくに、市町村社会福祉協議会は地域社会福祉活動の拠点であるところから、その法人化と福祉活動専門員の設置が進められており、五十年度末において法人化数は二

二、福祉活動専門員は二人である。

高校ボランティア 四十八年には、国・他県に先がけて、将来県民の中堅となる高等学校生徒に対して、奉仕の精神の涵養とボランティア活動の普及をはかるため、佐賀清和高等学校など一二校を選定し、高等学校のボランティア活動の育成に努めた。五十年度には県下で一二校に増加し、現在では、自主的に、施設慰問、清掃奉仕等活発な活動が行われている。

社会奉仕活動 四十八年に、奉仕活動に必要な調査・連絡・調整・援助

指導センター 等を組織的に行うボランティア育成機関として、県社会福祉協議会に奉仕銀行が設置され、善意金品の預託・配分、社会奉仕

活動グループの登録・あ

つ旋等の事業が始まられ

たが、五十年には社会奉

仕活動指導センター(通

してい

る)

称、ボランティアセン

ター)と改称、奉仕活動

指導者の指導訓練も実施

している。

また、佐賀、武雄、鹿

島の各市社会福祉協議会

に社会奉仕活動センター

が設置され、同じ活動が

行われている。



美容師の老人ホーム慰問（佐賀向陽園） 昭和38年3月

共同募金 終戦直後の国民生活は膨大な戦災者、外地からの復員、引揚者、傷い軍人、遺族など生活困窮者をかえ、日に日に深刻化していくいた。

また、多くの対象者を収容した民間社会福祉施設は、社会的・経済的混乱の中でその経営は容易ではなかった。加えて、連合軍の「民間社会事業に対する政府の財政的な援助打ち切りについての覚書」が出て、公費補助の途が断たれ、深刻な経営難に陥った。

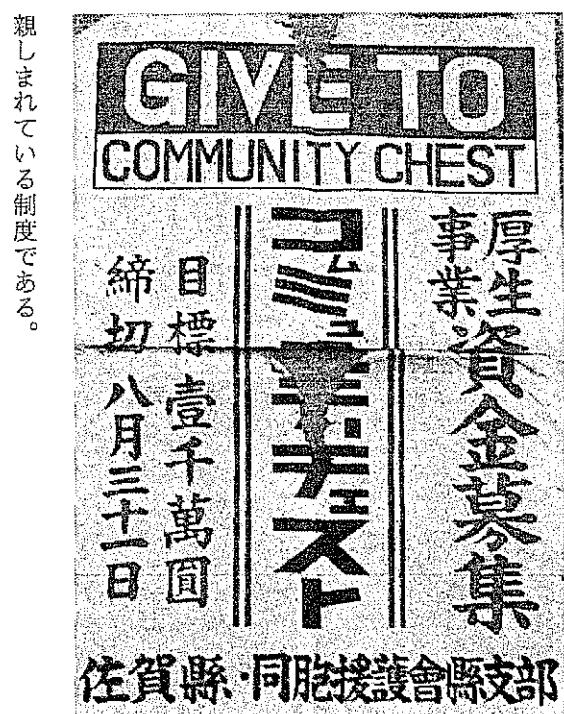
一方、災害の多発等によって地方財政も困窮しており、県の力だけでこの苦況を打開することは困難であるため、全県民の力を結集して生活困窮者の援護措置を講ずることとなつた。

佐賀軍政部当局、とくに当時在任中のマイニッカー中尉は、アメリカで実施されていた共同募金について資料を取り寄せ、この実施を指導した。これをうけて教育民生部厚生課内に厚生事業資金達成委員会を発足させ、「厚生事業資金募集」と銘うつて全県的に展開した。

委員会は、一千万円募金を目標にコミュニティ・エスト運動（厚生事業資金募集運動）を、他県に先がけて、二十二年六月一日から八月三十日までの期間にわたって実施した。

その結果、県民の深い理解とあたたかい協力で、一、〇〇二万六、五六三円という目標をこえる実績をあげ、この貴重な净財は各種社会福祉事業団体等に配分された。本県におけるこの募金活動の成功は、同年十一月二十五日から十二月二十五日まで全国一斉に展開される共同募金運動の先駆けをつけた。

これは、実質的には翌年十月一日から「赤い羽根」運動として全国的に推進され、國民にも共同募金より赤い羽根の助けあい運動としてより



第1回共同募金のポスター
(多久市立図書館蔵)

まさに設置された委員会を県社会事業共同募金委員会と改称し、厚生課に常置することとした。その後、社会福祉事業法の制定に伴い、二十七年五月十七日に社会福祉法人県共同募金会として認可され、今日に至っている。

五十年度の共同募金は、一般募金が二、九一五万四、三四九円、歳末たすけあい募金が四、〇九三万四、六二一円となっており、その配分によつて、恵まれない人たちに明るい希望を与え、また、民間社会福祉施設の整備などに役立つてゐる。

三 社会保険

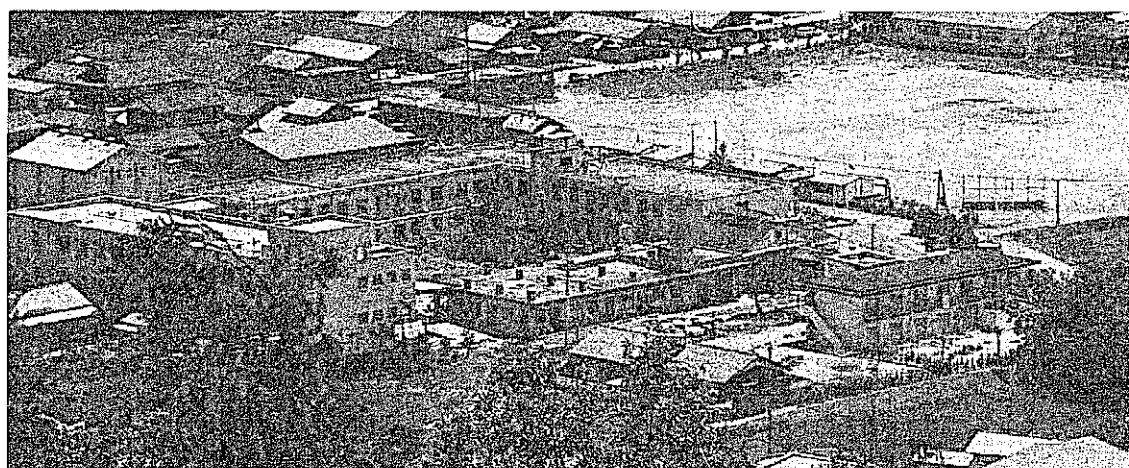
(一) 健康保険

沿革 大正三年の第一次世界大戦、同七年の米騒動、同九年の恐慌、その後の慢性的不況と、相次ぐ不安定な社会経済情勢を背景として、健康保険制度の早急な実施が必要となつた。健康保険法は、大正十一年四月制定公布され、保険給付および費用の負担に関する規定は、昭和二年一月から施行された。

施行当初は、政府または公法人である健康保険組合を保険者とし、工場法や鉱業法の適用を受ける事業に使用されている者を被保険者として、被保険者の業務上・業務外の疾病、死亡、分べんを保険事故として給付を行い、当時の不安定な世相のなかで、救貧的な性格をもつて発足した。昭和元年末の被保険者数は、政府管掌で約一〇〇万人、組合管掌で約八〇万人であった。

その後、十四年には家族給付が実施され、十八年には職員健康保険法の吸収、診療費の支払方式の改正、適用範囲の拡大、給付内容の改善等がはかられた。

戦後、社会の混亂・インフレの高進は、保険料収入の減、医療費の増大をもたらし、健康保険も危機にひんした。財政再建のため、毎年のように保険料率の引き上げがなされ、二十二年には労働者災害補償保険法による業務災害の分離、二十五年には健康保険財政の再建のため、保険料の引き上げと併せて医療給付費の国庫負担が実現した。



病院院内ノ浦川崎(伊万里市)

三十一年には、保険医

制度の改革がなされ、個人指定制から機関指定による保険医療組織の樹立などがはかられた。その後も、適用範囲の拡大、給付内容の改善、財政の強化等がはかられた結果、五十年度末には、政府管

掌一、三二八万人、組合管掌二八七万人と著しい増加を示している。その間、三十六年には、国民健康保険の全国普及達成により、わが国の医療保険の歴史上で、画期的な国民皆保険が実現した。

一方、疾病構造の変化や医療内容の高度化に伴い、診療報酬をめぐる診療側と支払側との意見が対立したため、三十六年度予算編成に際し、政府が

独自の判断で一〇%増の医療費予算を計上したことから、保険医総辞退という事態が生じたが、合意四原則により事態は政治的に収拾された。しかし、四十六年には、診療報酬体系の適正化に対する診療側の反発に端を発した日本医師会の保険医総辞退の動きとなつた。その収拾の見込みがつかないまま、同年七月一日から四二都道府県の医師会員約六万五、〇〇〇人が保険医を辞退した。これは国民皆保険体制のもとにおいて国民医療の面で重大な影響を及ぼすものであったが、数次にわたる会談の結果、八項目の合意事項を取り決め、七月末に保険医総辞退が収拾された。

なお、これと並行して歯科医師会の総辞退も事前に收拾され、一か月にわたった保険医総辞退に終止符が打れた。

政府管掌 本県における政健康保険の適用事業所数・被保険者数

区分 年度	事業所数	被保険者数		
		計	男	女
昭和21	727	25,026	19,771	5,255
25	1,168	29,034	23,292	5,742
30	1,197	30,193	22,755	7,438
35	1,920	50,641	34,167	16,474
40	3,348	75,332	43,883	31,449
45	4,247	99,372	54,160	45,212
50	4,952	110,380	61,852	48,528

度には四万七九四人と対前年比一九・六%と、二年連続して大きく伸びた。さらにその後も、年平均五%ないし一〇%程度の増加を続けた。しかし、四十六年度以降は大きな動きはみられず、五十年度末現在は、適用事業所数四、九五二か所、被保険者数一一万三八〇人となっている。

そのほか、二十三年九月には、県社会保険診療報酬支払基金事務所が設置され、医療機関に対して、国民健康保険を除く診療報酬の支払いが開始された。

△保健施設▽

県内被保険者の保健施設としては、二十一年二月に、佐賀市中の橋小路所在の個人病院を厚生省が買収して設置した社会保険佐賀病院と、同年四月に西松浦郡山代町（伊万里市山代町）の川南工業株式会社浦ノ崎造船所付属病院を厚生省が買収して設置した社会保険浦ノ崎病院がある。このうち、社会保険佐賀病院は二十七年六月に佐賀市多布施の現在地に移転した。とともに、その後、施設設備の充実をはかり、被保険者や地域の社会保険医療の円滑化に貢献している。

組合管掌保険 常時三〇〇人以上の被保険者を使用する事業主が単独で、または二以上の事業主が共同して、厚生大臣の認可を得て公法人の健康保険組合を設立して、自主的な責任のもとに、その事業体の実態に即応して運営する組合管掌健康保険制度がある。全国的には増加の傾向があるが、本県の場合は県内に大工場が少なく、さらに、炭鉱関係健康保険組合の減少もあり、三十一年度には一三組合、被保険者数一万四、六二九人であったものが、五十年度では五組合、被保険者数三、四六〇人と減少している。

給付 健康保険の給付は、医療の現物給付と、分べん費・埋葬料等

政府管掌健康保険の収支状況 単位:千円

区分 年度	徴収決定額 (A)	保険給付決定額			差引額 (A)-(B)
		計 (B)	現物給付	現金給付	
昭和25	117,697	107,291	78,712	28,579	10,405
30	292,721	350,112	285,221	64,891	△ 57,391
35	527,877	663,154	552,519	110,634	△ 135,277
40	1,182,114	2,407,770	2,233,728	174,041	△ 1,225,655
45	3,059,029	4,912,085	4,565,564	346,521	△ 1,853,056
50	9,045,243	13,287,224	12,203,629	1,083,595	△ 4,241,981

注:千円未満は四捨五入

の現金給付の二種類に大別される。給付の大半を占める医療の現物給付は、医療の充実、給付内容の改善、物価の上昇、被保険者数の増加等により増大していくが、三十年度を100とすれば、四十年度は七八三、五十年度は四、二七九と大きな上昇指数を示している。現金給付は、三十年度を100とすれば、四十年度は二六八、五十年度は一、六七〇と、同じように上昇指数を示している。

健康保険の財政状況を見る

と、受診率の増大や医療費の引き上げ等により、その給付額が年々増大したのに対し

て、その裏付けとなる保険料収入は、勤労者の賃金水準を反映して不振となり、全国的に二十七年度から三十年度にかけて赤字を記録したが、一般会計からの繰り入れ、保険料・一部負担金の引き上げ、保険医療機関の整備等により、三十一年度から好転した。

本県においては、二十七年度以降引き続いて赤字を記録しており、その額は年々大きくなっている。三十年度にお

ける保険料収入に対する赤字額の比率は一九・六%であったのに對して、四十年度は一〇三・七%、五十年度は四六・九%にのぼり、赤字額は、五十年度末において四二億四、二〇〇万円に達した。

幸いに、健康保険は全国一本の組織で運営されるので、県としては直接受けにはその赤字の被害はこうむらずにすむのであるが、赤字を最小限度に食いとめるため、標準報酬の適正化、不正不当診療の防止、滞納保険料の一掃等、保険経済の健全化対策の推進が、終始、本県の努力目標であつた。その結果、保険料の徴収においては、四十年度に九二・四%であつたのが、五十年度には九九・〇%と、ほぼ完納に近い実績をあげている。

保険料や給付の基本となる平均標準報酬月額の推移をみると、三十年度一万一、八三〇円、四十年度二万七三九円であったものが、五十年度九万三、九〇〇円と急激に増加しているが、全国平均に比べると、一五・三%下回っている。

(二) 日雇労働者健康保険

沿革 日雇労働者健康保険法は、健康保険の適用から除外されている短期ないし臨時の被用者を対象として、昭和二十八年十月に制定された。

この保険は、日雇労働者の業務外の事由による疾病・負傷・死亡・分べんと、その被扶養者の疾病・負傷・死亡・分べんについて保険給付を行ひ、その生活の安定に寄与することを目的としている。これによつて、生活の不安定から満足な医療が受けられなかつた日雇労働者の医療は大きく前進した。

保険料の納付方法は、スタンプ制を採用し、被保険者に被保険者手帳を交付して、働いた日ごとにその手帳に健康保険印紙を張りつけ、これに事業主が消印を押すという方式をとった。制度創設当初の保険給付は、医療給付のみで、給付期間も三か月、しかも歯科診療における補てつ（入歯）は除外されていた。このような低い保険給付水準を、健康保険並みにという要望にこだえるため、給付内容の改善がはかられたが、まだ健康保険並みにはなっていない。すなわち、二十九年四月から医療給付の期間を六か月に延長、三十年八月からは一年に延長されたほか、歯科補てつも給付対象となり、埋葬料や分べん費も支給されるようになつた。そのほか、傷病手当金・出産手当金・特別療養費制度の新設等次々と改善されていった。

本県の推移　日雇労働者健康保険適用事業所数等は、三十一年度が事

区分 年度	適用 事業所数	被保険者数		
		計	男	女
昭和31	302	7,463	5,352	2,111
35	390	10,426	7,127	3,299
40	375	8,448	5,872	2,576
45	295	5,687	2,584	3,103
50	168	3,917	1,635	2,282

業所数三〇二か所・被保険者手帳所有者数七、四六三人で、その後も大きな変動はみられず、四十年度は事業所数三七五か所・被保険者数八、四四八人であった。

四十五年五月に、大工・左官職等の擬制適用の廢止があり、事業所数・被保険者手帳所有者数とともに減少し、五十年度には適用事業所数一六八・被保険者手帳所有者数三、九一七人となつてゐる。なお、擬制適用被保険者のうち、大工・左官職につ

いては、国民健康保険組合の認可を受け、四十五年八月一日県建設国民健康保険組合を設立し、現在に至つてゐる。

財政状態についてみると、制度発足当初から數次にわたつて給付内容の改善が行われた結果、全国的には三十一年ごろから収支に不均衡を生じるようになり、本県でも毎年度赤字を出し、五十年度の単年度でみても約六億五、〇〇〇万円の赤字となつてゐる。これを被保険者一人当たりでみると、収入は三万三九一円、支出一九万五、七五二円で、差し引き不足額は一六万五、三六一円に達している。赤字の増大に対しても、保険料の改定・国庫負担の増額等の対策がなされているが、赤字の原因は、医療費の増大、医療の高度化、高い受診率、被保険者の高年齢化や、保険料の伸び悩み等によるものと考えられる。

(三) 厚生年金保険

沿革　厚生年金保険制度は、昭和十七年戦時下の労務統制・労働者の保護・インフレ抑制を目的として、制定された労働年金保険法に始まる。十九年に同法は厚生年金保険法と名称を改め、戦後のインフレーションの試練を経て、適用範囲や給付内容を次第に改善し、今日のいわゆる「九万円年金」といわれる制度にまで発展してきた。

厚生年金保険制度は、五人以上の従業員を使用する事業所に働く者の被保険者とし、老齢・廃疾・死亡という労働力の喪失に対応して所得の保障を行い、被保険者とその家族の生活の安定をはかることを目的とするものである。すなわち、老齢で働きなくなつた者には老齢年金を、死亡した場合には遺族年金を支給することとなつており、また、途中で脱

退する場合には脱退手当金が支給される。

この制度も、戦後の急激なインフレーションの進行で、一時は有名無実のような状態となっていた。四十八年に至り、年金額の水準について、これまでの「一万円年金」、「二万円年金」といった名目的な額を基準とするのではなく、現役の労働者の賃金の一一定率（六〇%）を年金の水準として設定するという新しい考え方を取り入れられた。その結果、四十八年に「五万円年金」が実現し、その後、五十一年に「九万円年金」と飛躍的に充実していった。

本県の推移 厚生年金の普及状況をみると、創設以来、事業所数・被保険者数とも増加し、二十二年度には、その後、五十一年に「九万円年金」

区分 年度	事業所 総数	被保険者数		
		計	第1種 (男)	第2種 (女)
昭和22	1,414	57,350	人	人
30	1,288	47,762	37,599	10,163
35	1,815	65,243	—	—
40	3,256	86,726	46,583	34,012
45	4,153	109,378	59,695	49,180
50	4,885	121,872	69,372	52,500

注：一は内訳が不明なもの。

が、石炭産業の不振で、三十一年度には事業所数一、二八八・被保険者数四万七、七六二人に減少した。しかし、その後は増加に転じ、四十年度には事業所数三、二五六・被保險者数八万六、七二六人、さらに五十年度には事業所数四、八八五・被保険者数一二万一千八百七十二人となつた。

年金受給者も、制度の成熟化に伴い毎年増加し、五十年度末現在で一万八、四〇三人

を数え、老齢年金の平均年金額も六四万五、四五五円となり、西欧諸国の年金と比較してそん色のない制度に発展している。

保険料の収納率も、四十年度には九二・五%であったが、経済の安定、給付内容の改善により、労使の関心も高まり、五十年度には九八・九%と向上をみせている。

また、厚生年金保険の財政方式は、積立方式を採用して、将来の年金給付費用を保険料として徴収し積み立てており、累積する積立金は、資金運用部資金として活用し、その一部が還元融資として被保険者や家族の福祉施設の設置資金に充てられている。本県でも、この融資を受けて、被保険者の住宅や老人ホーム等の福祉施設の整備が行われている。

四 船員保険

沿革 昭和十四年に、多年の懸案であった船員保険制度が創設され、医療保険のほか、労災保険、年金保険を包括する、わが国では初めての総合的社会保険制度として世間の注目を浴びた。

船員保険法は、翌十五年六月から全面実施をみたが、その適用範囲は、船員法上の船員とされ、漁船船員は、母船式漁業・トロール・捕鯨・底びき等の大型漁船、調査船、試験船などの乗組員に限られていた。

給付の種類は、療養の給付・傷病手当金・養老年金（同差額一時金）・廃疾年金（同一時金）、脱退手当金・死亡手当金とされた。療養の給付・傷病手当金は、船員法の定める船主の扶助義務終了後六か月とされ、かつ、年収一、八〇〇円以上の高級船員は受給されないものとされ

般員保険の適用状況

区分 年度	船舶所有者数			被保険者数				
	総数	汽船	機帆船	漁船	総数	汽船	機帆船	漁船
昭和36	人 95	人 11	人 73	人 11	人 754	人 100	人 228	人 426
40	人 90	人 29	人 51	人 10	人 837	人 265	人 139	人 433
45	人 78	人 48	人 12	人 18	人 808	人 421	人 40	人 347
50	人 92	人 69	人 —	人 23	人 698	人 403	人 —	人 295

た。死亡の給付については、死亡手当金として報酬月額の三月分(最低一〇〇円)を支給されることとしており、分べん給付は船員保険にはなかった。また、家族給付については、二十三年に至るまで、採用されなかった。

戦後、二十二年に至り、一般漁船船員にも適用されることになり、さらに、小型漁船船員に対しても、三十八年、四十年代に次第にその適用範囲が拡大された。

一方、二十二年に被保険者に対する失業保険制度の導入をはじめ、保険給付の範囲も次第に拡大され、二十三年に家族給付を採用、さらに、分べん、職務上の事由による行方不明や運動災害を職務上災害に準じて保護するなどの改善がはかられ現在に及んでいる。

本県の推移 県内の主産業であった石炭産業の盛衰によって、船舶所有者の動向も大きく移り変わり、三十七

年度当時は、県内適用船舶所有者数一〇四のうち、石炭運搬船を中心とした機帆船が、全体の約八〇%を占めていたが、その後は、石炭産業の不振で、機帆船は年々減少し、五十年度には、ついになくなった。

また、高度成長に伴う工業化が進むにつれて、汽船が増加し、三十七

年度には、一〇四船主のうち約一三%であつた汽船が、五十年度には九二船主のうち約七五%を占めることになり、汽船と機帆船の盛衰は、本県の産業の変化を象徴しているといえよう。また、漁船は、適用の拡大によって次第に増加し、五十年度現在で二三船主で、全体の二五%を占めている。

一方、被保険者数は、三十七年度七九二人であったものが、海運界の不振で五十年度には六九八人に減少している。

(五) 国民健康保険

制度の発足 国民健康保険制度は、昭和六年の農業恐慌で疲弊した農山漁村の医療保障の実現をはかるため、昭和九年に保険方式による構想が具体化し、十三年四月一日に創設された。

この制度の創設で、大正十一年に成立した健康保険法による被用者の職域保険と並ぶ地域保険が成立し、農山漁村の住民や零細事業の従事者等の「相扶共濟」の精神による医療保険を広く国民全般に及ぼし、生活の安定と健康の保持増進を期することになった。

当時の国民健康保険制度は、市町村の区域を単位として任意に設立される国民健康保険組合を経営主体とするものと、同一の事業等に従事する者を中心とするものとの二つの形態にわかれ、いすれも組合方式がとられた。

本県では、十三年十月東松浦郡名護屋村(鎮西町名護屋)に第一号の国民健康保険がうぶ声をあげ、その後、市町村・産業組合を中心に次々と設立された。十七年頃から戦時医療対策として半ば強制的に設立が勧奨され、二十年七月の佐賀市・唐津市を最後に全県下一二二市町村に普



唐津赤十字病院、当初、国民健康保険の保健施設「唐津市立病院」として設置された。

一方、国民の体位は低下し、医療費のねん出が困難となるなどの急迫した事態の中で、ようやく本制度に対する再認識とその再建強化の急務が叫ばれた。

本県でも国民健康保険組合連合会・町村会・医師会等が中心となり二十三年十二月三日県国民健康保険危機突破大会を開催し、国民健康保険制度の充実強化、国庫補助の大幅増額等について宣言決議をするとともに、国に対し強い要望が行

及した。県民皆保険の達成が、戦時下の健民健兵政策の一翼を担つて実現したとはいえ、当時としては画期的なことであった。国民健康保険組合の内訳は、市町村による普通組合七四、農業会等による代行組合四八、計一二二であった。

戦後の国民健 戦後の社会経済の混乱に伴つて、多くの国民健康保険組合は事業の運営が困難となつた。二十三年度には、その約半数が事業を休廩止するほど不振に陥り、国民健康保険はまさに崩壊の危機に直面するに至つた。

一方、国民の体位は低下し、医療費のねん出が困難となるなどの急迫した事態の中で、ようやく本制度に対する再認識とその再建強化の急務が叫ばれた。

市町村公営 このような現状にかんがみ、国は、二十三年に制度の整理から市町村とする市町村公営の原則を確立するとともに、被保険者の強制加入の建て前をとるなど、その内容において制度の性格の改変にも等しい法律の改正を行つた。

県内でも、二十三年十月から、市町村公営への切り替えが始まり、その年は八一組合のうち四七市町村が公営に切り換えたが、財政的に事業運営が困難となり、中止が相次いだ。二十六年には一二三市町村のうち、四九市町村・二組合となり、被保険者は二九万六、二三八人（全人口の三一%）に減少した。

保健施設 国民健康保険事業の一環としての保健施設活動については、とくに、無医地区における医療の確保・疾患の予防・保健衛生の向上等のため、直営診療施設の開設、保健婦の設置が進められた。

直営診療所は二十三年八月までに病院三、診療所一二が開設された。その後、唐津市、小城町では、病院建設をめぐり地域の開業医との間に摩擦を生じ、唐津市では二十六年十月から一年間、小城町でも同時期に

當時の宣言文の一節は次のとおりであった。

新憲法下に於ける国民生活の基本的保障は社会保障制度の実現によって達成されるものである。右制度の前駆として一般大衆に多大の貢献を成し遂げて来た国民健康保険制度は今や経済的に崩壊の危機に直面している。茲に於て本事業に対し社会保障制度審議会の勧告の線に沿い緊急なる施策を即時断行せられ國保制度の整備を図り、延いて社会保障制度の円滑なる実施を確保しうるよう九十万県民は八千万同胞と共に県並びに政府に対して要請する。

が実現し、さらに財政的基礎が確立されはじめた。

県でも、国民健康保険事業の再建振興をはかるため、二十六年、二十七年にそれぞれ一千万円の助成措置を講ずるとともに、二十八年度を初年度とする再建三か年計画を策定し、積極的に指導援助が行われた。

二十七年ごろから国民健康保険事業もようやく軌道にのり、事業を再開する市町村が増加してきた。二十九年には町村合併促進法の制定があり、市町村の自治体としての基盤が強化され、合併後の新市町村建設計画にも国民健康保険が組みこまれた。被保険者の推移についてみると、二十七年度二十九万九、一三六人、二十九年度三六万四、九六一人、三十一年度三八万七、一九一人と順調な伸びを示した。

国民皆保険三十一年には、全国民がいずれかの医療保険に加入することを目標として、国民皆保険政策が策定され、三十二年度から三十五年度を目標とする国民健康保険全国普及四か年計画が実施された。三十三年には国民皆保険体制を整備するため、従来の国民健康保険法の全面的改正が行われ、三十四年一月から新国民健康保険法が施行された。

この法律の改正によって、市町村の国民健康保険実施の義務づけ、事務費・療養給付費に対する国庫負担制度が確立したほか、療養取扱機関の登録制、国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査・支払業務の統一化など、内部事務の整備もはかられた。

県でも、県民皆保険をめざし、三十二年十二月に県国民健康保険普及促進協議会を組織して、未実施町村における事業開始の促進をはかったが、過去における財政運営に対する危惧などから、その実施については、なおちゅうちょする町村もあった。

三十二年七月に呼子町がまず実施に踏み切り、三十六年四月の三田川

村を最後に、全県下市町村に国民健康保険が普及し、被保険者数も五十四万一、三二九人（県人口の約六〇%）に達した。

七割給付へ 保険給付の内容は、旧法においては療養の給付・助産の給付・葬祭の給付を行うのみとされ、その具体的な内容は、条例・規則等にゆだねられていたため、保険者の財政事情によりその給付はまちまちで、また、健康保険に比べて著しく低いものが多かった。新法においては一部負担制度を採用し、その割合を五〇%に法定した。これにより給付水準の最低が保障され、健康保険との格差のあつた給付水準が向上することになった。

三十八年十月には、世帯主に対する七〇%給付が実現し、世帯員に対する七〇%給付も三十九年度から四十三年一月全面実施を目指す四か年計画で実施されることになった。この世帯員七〇%給付については、四十一年一月から一五市町村が実施し、四十三年一月から全市町村で七〇%給付が実現した。また、五十年十月から高額療養費受給者の負担軽減をはかるため、高額療養費支給制度が法定給付として制度化された。

被保険者 国民皆保険が達成された三十六年度以降の被保険者数の推移をみると、三十五年度の五五万七、三七二人を頂点に毎年減少を続け、五十年度には三九万五、一九六人となっている。この減少の理由としては、県外への人口流出、企業誘致等、産業の振興により第一次産業から第一、三次産業へ転出し、被用者保険へ移行する者の増加等によるものである。

保険財政 三十九年度に一時的な赤字財政を記録したが、その後は国庫負担の増額、被保険者に対する保健衛生教育、適正診療等の指導の強

国民健康保険財政の推移

単位：千円

年 度	収 入 総 額	左 の う ち		支 出 総 額	左 の う ち 保険給付費
		保険税総額	国庫支出金 総額		
昭和36	1,051,416	496,296	457,475	999,377	833,492
40	2,756,709	1,073,915	1,610,712	2,520,101	2,141,509
45	6,790,965	2,219,933	3,881,936	5,957,723	5,470,879
50	19,014,666	5,550,843	11,819,205	17,915,381	16,714,444

資料：国民健康保険課

化など財政の健全化が進められ、県全体としては毎年黒字決算となつている。

四十八年度以降は、経済の安定成長への移行に伴い、国民所得増加の鈍化

がみられ、財源確保が困難となる反面、社会情勢・生活環境の変化による疾病構造の多様化、医療内容の高度化、老人医療の無料化による受診率の上昇等は、今後、人口構造の老齢化と

ともに、さらに医療費の增高が予想され、保険財政、医療保険制度の大きな課題となつてきている。

保健施設と保健施設のうち、直営國保保健婦 診療施設については、終戦直後から二十九年ごろまで地域医療の確保のため開設が相次いだが、三十五年九月の鎮西町名護屋診療所を最後に開設はなく、むしろ医師不足や経営不振のため、その三分の二が閉鎖し、五十年度末の直営診療施設は、八病院・三診療所の一ヵ所となつていている。

医師不足は三十年ごろから深刻化し、その確保が困難となつたため、四十一年十一月医師確保対策として、直営診療施設の長や開設者を構成員とする県国民健康保険診療施設医師確保対策協議会が設立され、医師の招致に努めた。

国保保健婦は、戦後の社会情勢の混乱に伴う国民健康保険事業の一部中止等により減少したが、二十七年ごろからの事業の再開とともに、保健活動の重要性が認識され、また、国庫補助の増額等もあって、三十六年度の皆保険達成時には三六人、五十年度には六九人と増加し、未設置町村は四か所となつた。

事務組織 県の国民健康保険の事務組織は、戦前は学務部社会課の所管であったが、二十年十二月に保険課が警察部から内政部に移管されたのに伴い、保険課の所管となつた。国民皆保険の達成により事務量が増加し、また、指導の強化をはかるため、三十七年八月、国民健康保険課として保険課から分離独立した。

県国民健康保険団体連合会は、十六年一月設立された県国民健康保険組合連合会を改組した団体で、国民健康保険事業実施の市町村によって組織されている。従来、保険者相互の連絡調整・国保事業の普及・市郡単位の診療契約・保健施設に関する事業等を行つてきたが、三十七年一月から同連合会は診療報酬の審査・支払いに関する事務を中心として運営されることになり、現在では、毎月約二〇万件に達する診療報酬の審査・支払いが行われている。また、審査の統一と公正をはかり適正診療をはかるため、三十四年から県診療報酬審査委員会が設置されている。

(六) 国民年金

制度の創設 一般民間労働者の年金制度である厚生年金が昭和十七年以来次第に整備されてきたのに對し、五人未満の零細企業従事者、都市農村の自営業者等は、長く年金による保障の外におかれていった。

三十三年には、国民健康保険法が全面改正され、医療においては、一



福祉年金の受付 昭和35年3月

三十四年四月九日、国民年金法は成立し、同月十六日に公布されて、これまで年金制度に加入できなかつた農林漁業者や自営業者等を、国民年金の加入対象とすることによつて、国民皆年金の第一歩を踏み出すことになつた。

足先に国民皆保険が実現されようとしていた。一方、医学の発達により平均寿命はますます伸び、老後の生活保障の充実が叫ばれはじめた。このような情勢を背景に、自営業者、零細企業の被用者、農林漁業従事者等、全国で二千万人を超える国民を対象とする年金制度の創設が、国民的世論として盛りあがつてきた。

三十二年五月、厚生省は学識経験者からなる国民年金委員五人を委嘱し、国民年金制度策定に着手し、ついで翌三十三年四月には国民年金準備委員会を設けて、国民年金制度の創設について審議した。

三十四年四月九日、国民年金法は成立し、同月十六日に公布されて、これまで年金制度に加入できなかつた農林漁業者や自営業者等を、国民年金の加入対象とすることによつて、国民皆年金の第一歩を踏み出すことになつた。

国民年金事務の開始

本県では、三十四年四月に厚生部保険課内に国民年金連絡班、翌五月には国民年金課を設置し、市町村においても国民年金担当者が決まって、国民年金業務の実施体制が整えられた。

県内における国民年金制度の適用を受ける被保險者は約二四万人と推定



初の老齢福祉年金の支給 昭和35年3月

され、膨大な事務量が予想された。県民の一部には、戦後のインフレーションの進行による貨幣価値下落の経験や、制度趣旨の曲解により、強い反対の気運もあった。全般的には、受給年金額の低さ、制度内容未満透的事情等もあり、無関心な空気が強かつた。八月には国民年金制度周知月間が設けられ、県庁舎正面に懸垂幕を掲げて周知をはかるほか、ラジオ放送・有線放送・広報紙掲載はもちろんのこと、広報車による県内巡回、各種会合に出席しての制度説明等、啓発活動が続けられた。

老齢福祉年金 国民年金は、拠出制による年金を基本としているが、施行当時、すでに老齢・廢疾・夫の死亡等の状態にある者を援護するため、過渡的に、全額国庫負担による無拠出制の福祉年金が設けられた。

三十四年九月一日から、老齢・障害・母子の

各福祉年金の裁定請求書

受け付けが始まり、十一月から年金の支給額決定にとりかかることになった。

は、当初から低額であることや、給付の際の所得制限があることが問題とされた。三十五年の老齢福祉年金は年一万二、〇〇〇円、一ヶ月当たり一、〇〇〇円であり、受給権者二万三、七二〇人のうち、一部支給停止が四、七〇一人、全部支給停止が一、〇四三人であった。

拠出制国民年金制度本来の拠出制国民年金の準備も進められ、三

民年金十五年七月には、唐津市・伊万里市・東松浦郡を管轄する

唐津社会保険出張所（のち唐津社会保険事務所と改称）が設置された。

同年十月から、拠出制国民年金の被保険者の加入受け付けが始められ、翌三十六年四月には保険料の収納が開始されることになった。

国民年金制度に対する県民の関心は、関係者の活動にもかかわらず、長期保険で老齢給付を身近に感じないこと、給付額が低く実生活にそぐわないこと、被保険者の多い家庭では保険料が多額となること、保険料の掛け捨てを極度にきらうこと、全国的な反対運動の影響を受けたこと等により、はなはだ低調で、国民年金法に定める自主加入届けは皆無の状況であった。

関係者の啓発活動はさらに続けられ、県民の制度に対する理解も次第に高まりをみせたが、最終的には個別による加入勧奨も行われて、発足当初の三十五年度は、強制加入一八万三、三二三人、任意加入二万九六四人に達し、加入率は八四・五%となり、全国では栃木県に次いで第二位の好成績を収めた。

転入者、二十歳到達者、適用もれ者、他の公的年金からの移行者等の適用促進や保険料の収納は、国民年金制度の運営や、個々の被保険者の将来の年金受給に関する問題であるので、各種会合や催し物を利用し、その啓発活動とあわせて納付組織や協力組織の結成についても力が注がれていた。

また、四十三年五月から、国民年金業務の円滑化をはかるため、被保険者や年金受給者の身近な指導・相談機関として、国民年金委員を設置することとなり、五十年度末までに二二市町村に八〇一人の国民年金委員が委嘱された。なお、未設置の市町村においては、納付組織の活用によりその代行が行われた。

拠出制国民年金被保険者の推移をみると、三十五年度の発足当初は一八万人台で、四十五年度には一九万人を超えたが、翌四十六年度には一八万人台にもどり、五十年度には一八万人台を割る結果となった。これは、未適用者に対する加入促進がはかれているものの、一方では、産業の振興に伴い、国民年金から被用者年金に移行する者が増えたこと、

国民年金の被保険者の推移

区分 年 度	強制加入	任 意 加 入				被保険者 総 数	
		高 齢		若 年	任 意 計		
		十 年 年 金	五 年 年 金				
昭和 35		183,323	人	人	人	人 20,964 204,287	
40	185,676	10,559			22,643	33,202 218,878	
45	187,590	9,813	9,485		35,975	55,273 242,863	
50	178,902			7	28	49,605 49,640 228,542	

五万人となつた。

拠出制国民年金の給付は、三十七年五月一日から始まり、その年の支給は、障害・母子・遺児の各年金一八三件、金額で四七一万八、四〇〇円であった。

給付内容は、毎年のように改善され、支給額の増額・福祉年金の所得制限の緩和・支給範囲の拡大がなされた。四十四年には、拠出制において夫婦月二万円年金が実現し、四十六年には制度本来の拠出老齢年金の給付が始まった。四八年には、福祉社会実現の国民的要望の中で、夫婦月五万円年金が実現したが、これは、二十五年間定額保険料と附加保険料をあわせて納めた場合の計算によるものであるため、大多数の被保険者は恩恵に浴さないことが問題とされた。



昭和46年6月 老年金受給開始式典

生活水準の向上や物価の上昇等により、年金額はさらに大幅な増額がはかられ、五十年九月からは、二十五年間保険料を納付した人に対する老年金額を三三万九、六〇〇円に、同年十月から老

齡福祉年金の額を一四万四、〇〇〇円に引き上げがなされた。五十年度における本県の支給年金総額は、拠出制年金において受給権者三万四、八〇九人に對し、六三億八、九三七万円、福祉年金は、受給権者五万九、四〇八人に對し八〇億三、五九三万円となつた。

国民年金に対する住民の関心が深まれば深まるほど期待も高くなり、年金額の引き上げばかりでなく、制度のあらゆる面にも改善の手が加えられた。四十五年に五年年金が新しく組み込まれたほか、附加年金制度の導入、障害年金の支給範囲の拡大、さらに年金額のスライド制と、さまざまな改善が行われている。

国民年金積立・拠出制国民年金の保険料・国庫負担金による積立金の還元融資は、資金運用部資金法に基づき資金運用部に預託され、財政投融资計画によって運用され、被保険者の福祉向上に役立てるため特別地方債による融資や年金福祉事業団による融資が行われている。

本県では、三十六年度に精神薄弱者施設県立九千部学園、唐津市国民宿舎虹の松原ホテル等に三、三三〇万円が融資されたのを始めとして、毎年度、病院・診療所・保育所・養護老人ホーム・国民宿舎・体育館・プール・簡易水道等の各種の厚生福祉施設の建設等に融資されている。三十六年度以降五十年度までの本県内に融資された額は、特別地方債において六九億八、四一〇万円、年金福祉事業団融資において四億三、六〇〇万円で、その合計額は七四億二、〇一〇万円となつていて。